

平成19年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成19年9月7日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 三和 郁子	2 番 矢野 隆行
3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
8 番 西本 俊吉	9 番 本田 章紘
10 番 田中 良隆	11 番 藤下 茂昭
12 番 中島 一雄	13 番 田中 孝嗣
14 番 中田 幸子	15 番 小島 進
16 番 野並 享子	17 番 小菅 六雄
18 番 鈴木 市朗	19 番 原田 薫
20 番 田中栄太郎	21 番 林 克
22 番 荒川 泰宏	23 番 河野 司
24 番 秦 眞治	

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

7 番 川口 東洋

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	副 市 長	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
監 査 委 員 事 務 局 長	米澤 博	政策推進部長	山中 清嗣
政策推進部長 次 長	高田 一巳	総 務 部 長	北口 守
市 民 健 康 福 祉 部 長	田中 正二	都市建設部長	島村 平治
環境経済部長	山田 和広	教 育 部 長	南 喜代志
総 務 部 次 長	前田 健司	総 務 部 次 長	東郷 達雄
市 民 健 康 福 祉 部 次 長	新庄 敏雅	都 市 建 設 部 次 長	堤 文男
環 境 経 済 部 次 長	竹内 睦夫	教 育 部 次 長	船橋 登志夫
教 育 部 次 長	常諾 眞教	広報秘書課長	富田 久和

総務課長 中島 宗七 企画財政課長 佐敷 政紀

出席した事務局職員の氏名

事務局長 山中 重樹 事務局次長 井狩 重則
書記 赤坂 悦男 書記 辻 昭典

議事日程

- 第1 諸般の報告について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 議第68号から議第91号まで
(野洲市体育・スポーツ振興審議会条例 他23件)
質疑、常任委員会付託
- 第4 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(田中栄太郎君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(田中栄太郎君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員23名、欠席議員1名、欠席議員は7番川口東洋君であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元に配付しております文書のとおりでありますので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(田中栄太郎君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第4番、内田聡史君、第5番、奥

村治男君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(田中栄太郎君) 日程第3、議第68号から議第91号まで、野洲市体育・スポーツ振興審議会条例他23件を一括議題とします。

まず、議第68号から議第73号までの各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。その順位はお手元の議案質疑一覧表のとおりであります。

まず、第11番、藤下茂昭君。

○11番(藤下茂昭君) おはようございます。それでは私は議第68号の野洲市体育・スポーツ振興審議会条例について質問をいたします。

まず、本議案についてでありますけれども、原案によりますと、審議委員の任命権者及び任命手続については、もちろん市長の意見を聞くこととなっておりますが、それを含めてでありますけれども、本条例に規定されなかったということは、いわゆるスポーツ振興法ですね、原案にもありますように、上位法でありますスポーツ振興法に基づいて、この上位法の中にあります第18条第4項に規定されているということで、他の条例との整合性ということで、審議委員の任命権者及び任命手続については、この本条例に規定されなかったのか、その辺を確認をしておきたいと思います。

上位法でありますスポーツ振興法については、説明をいたしませんけれども、そのあたりをちょっと18条について見解をお願いしたいと思います。

それから次に、この提案された条例案に基づいて、野洲市体育・スポーツ振興審議会条例施行規則というものが参考として別冊に掲げられておりますけれども、その中で、第2条の審議会委員の任命に関する規定がございますが、第1号と第3号に問題があるのではないかというふうに考えます。と申しますのは、先ほど言いましたこのスポーツ振興法の第18条第4項です。審議会の委員はスポーツに関する学識経験者及び関係行政機関の職員の中から委任するというように規定をしております。しかしながら、この原案の中では、規則第2条第1項ですね、単なる学識経験者と規定するだけでありまして、スポーツに関するというこの上位法の文言がございません。欠落しているのではないかと思います。明確を期するために、そのことをはっきりと明記すべきではないかと思いますが、その辺の見解をお願いしたいと思います。

それから、また、同じく第3項においても、教育長が必要と認める者というふうに、規

定がございますけれども、そのことについては、スポーツ振興法には規定されておられません。ですから、こういうふうな規定が、上位法に規定をされていないというものをあえてここにあいまいな表現で、その他必要と認めるもの、これは極めてあいまいな表現ではなかろうかと思っておりますので、その辺、事実この任命にあたっては、もちろん正確を期されるというふうに考えますけれども、その辺運用によっては、あいまいな任命に陥るおそれがないかということをお慮いたします。その辺については、この第3項については削除すべきものではないかというふうに考えますが、その辺をあわせて見解をお願いしたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（田中栄太郎君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） おはようございます。議第68号野洲市体育・スポーツ振興審議会条例に関しますご質問にお答えをいたします。

第1点目の、委員を任命する際に、市長の意見を聞くとの規定を定めていない理由につきましては、ご質問のとおり、法に定められているためでございます。

他の条例との関係においてのご質問ですが、スポーツ振興法第4条に定められているスポーツの振興に関する基本計画が重要な計画でありまして、市町村長の意向を配慮することなく任命されることがないように、法第18条の第4項におきまして、市町村長の意見を聞く必要があるとの条文が設けられていると考えます。したがって、他の審議会条例との整合性はとのご質問ですが、この審議会は特殊なものと思っております。

次に、第2点目の規則第2条の第1項の学識経験を有する者との規定の前に、「スポーツに関する」を付け加えるべきではないかのご質問でございますが。審議会の性格上、当然法律の趣旨に基づく学識経験者にご就任いただきますので、よろしくお願いをいたします。

最後に、教育長が必要と認める者との規定は、審議会の円滑な運営に必要なため、いわゆる特任事項に関する規定として、設けたものでございまして、一例を挙げますと、野洲市営住宅運営委員会規則第3条第2項第3号におきまして、「前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者3人以内」との規定もございまして、特異な事例ではございません。

どうかよろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中栄太郎君） 藤下茂昭君。

○11番（藤下茂昭君） 再質問をいたします。

前段の審議委員の任命については、上位法にも規定をされておりますし、あえて規定する必要はないということでもありますので、その辺はよしといたしますが、その中で、学識経験者の云々の件でありますけれども、やはりこの上位法のスポーツ振興法については、単なる学識経験者ということではなく、スポーツに関するというふうに、やはり限定をされているというふうに認識をいたします。したがって、そうした上位法の影響を受けてこうした条例をつくるなら、当然その中でスポーツということに限定すべきではないか。学識経験者もたくさんいらっしゃいます。いろんな分野があります。ですから、この本条例については、体育もしくはスポーツということに限定される条例でありますから、当然そこに構成される審議委員の皆さんの資格といえますか要件は、やはりスポーツに限定すべきではないか、そういうふうに思いますが、再度見解を伺いたいと思います。

それから、次に施行規則の第2条の第3号ですね。(3)ですが、これについても上位法ではこの2つしか規定されていないわけです。2つというのは、スポーツに関する学識経験者と、関係行政機関の職員とこの2つだけなのです。ですから、当然第3号に規定するような、その他教育長が必要と認める者、これは運営上必要だというふうにおっしゃいますが、やはりこうした体育・スポーツの振興に関する審議会とすれば、当然その上位法に規定する範囲のこの2つだけでいいのではないかと、そういうふうに思います。むしろこうした規定を設けることは、その審議委員の性格、そうしたもののきっちりとしておきませんと、先ほども申し上げましたようなあいまいさが残るのではないかと、そんな思いもいたします。ですから、その辺はきちっと上位法に基づいて規定された方がいいのではないかと、いうふうに考えます。再度見解を求めたいと思います。

以上です。

○議長（田中栄太郎君） 教育部長。

○教育部長（南 喜代志君） おはようございます。再度の藤下議員のご質問にお答えを申し上げます。

1点目の、単なる学識経験者ではなくて、上位法にきちっとスポーツに関するということなことが書いてあるので、条例あるいは施行規則にもそううたうべきではないかと、こういうようなご趣旨でございますが、この条例そのものが体育・スポーツの審議会の条例でございますので、当然のことながらスポーツに造詣の深い、あるいはスポーツに関しての学識経験を有される、そういうような方をご就任いただくと、こういうふうな思いでございます。

2点目の、施行規則の中で2個しか書いていないのではないかと、その他教育長が必要と認める者というのは、あまいさが残ると、こういうふうなご質問のご趣旨かとは思いますが、この中には、この10月にまちづくり基本条例が施行されますが、その中でも審議会の委員は、原則として公募をしていくと、こういうふうなこともうたわれておりますので、公募の委員もこの中に含めまして、選任をしていければと、このように思っております。よろしく願いいたします。

以上、お答えいたします。

○議長（田中栄太郎君） 藤下茂昭君。

○11番（藤下茂昭君） 余り議論をしましても、平行線かなというような思いもします。要は、先ほども言いましたように、上位法のやはり精神というものも、そのものをきちっと受けとめるなら、そうしたことをきちっと規定するのが本位であろうと思います。条例そのものについては、大きく趣旨を反しておりませんので、とやかく言うことはないと思いますけれども、施行規則については、もう少しこれは検討する余地があるかなというふうに思います。

原案によりますと、この規則は公布の日から施行するということでありますから、当然条例と共に施行されることになっておりますけれども、そうした中においても、今後の運用あるいはまた規則の見直し、そういうことも含めて、趣旨に沿った、上位法の振興法に沿った趣旨で運用される、あるいはまた改めるべきは改めるということに取り組んでいただきたい。そういうようなことを要望しまして質問を終わります。

以上です。

○議長（田中栄太郎君） 次に、第16番、野並享子君。

○16番（野並享子君） おはようございます。議第69号野洲市まちづくり協働推進センター管理運営規則並びに議第70号野洲市部設置条例の一部を改正する条例について、関連している問題でもあり、あわせて質問いたします。

これまでの政策推進部からまちづくり政策室として独立させ、人権、環境、協働の3部門をつくることになっております。まちづくり協働推進センターとして図書館の1室を事務所として活動することになっておりますが、いまひとつどのような活動を想定されているのかわかりません。もともと図書館に併設されていたのは、情報交流センターとしてさまざまな自主的なサークル活動の情報が交流できるようにということではなかったでしょうか。そこに職員を置き、管理運営規則を設け、3日以前に申し込みを必要ということになれば、

自主的にサークル活動を展開してきた方々を縛るのではないのでしょうか。そういう点について、以下5点にわたって質問いたします。

①情報交流センターでは、何団体のサークル活動が展開をされているのでしょうか。市民活動約300団体というのがデータとしてあると思いますが、その中にこの図書館で活動されている方々が、情報交流センターで活動されている方が入っているのでしょうか。

②これまで自由にサークル活動をされていた方々が、不便になるのではないのでしょうか。

③市役所本庁にまちづくり政策室をつくられます。コミセンも含めて協働推進グループを形成されるのですが、公民館の役割はどのような位置づけになるのでしょうか。ここは教育委員会の生涯学習課となっています。ここでもさまざまなサークル活動が行われているのではないのでしょうか。さらに、まちづくりとして、文化面だけでなく、体育面も含めまちづくり形成をしなくてはなりません、これも生涯学習課です。これらの問題をどのように展開をされていかれるのでしょうか。

④今回の機構改革で、児童家庭課から幼児課にし、保育園と幼稚園を幼児教育としてまとめられますが、今後幼稚園と保育園の統合、幼稚園構想を持っておられるのでしょうか。また、本庁の福祉部門のあの1階のスペースでは職員増員の対応ができないのではないのでしょうか。

⑤市民課の中に、市民生活相談室が明記されています。これまでから充実を求めてきましたが、現在の3人体制から増員をされるのでしょうか。

以上、答弁よろしく申し上げます。

○議長（田中栄太郎君） 政策推進部長。

○政策推進部長（山中清嗣君） おはようございます。それでは、野並議員の野洲市まちづくり協働推進センター条例、また規則に関わる1点目、2点目のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の情報交流センターでのサークル活動関係の団体数につきましては、使用頻度は異なりますが、約20の団体が利用されております。そのうち二、三の団体以外はすべてデータブックの方へ登録されております。

次に、2点目のまちづくり協働推進センターへの移行後の利用につきましては、規則に基づき一定の手続きは必要でございますが、基本的に従前と同様の取り扱いを行いますので、不便をかけないものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 皆さん、おはようございます。それでは、私の方から3点目以降のご質問に対して、お答えをさせていただきます。

まず、3点目の公民館の役割につきましては、社会教育法の第20条の規定に基づき実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進等を図ることとございます。また、体育の振興につきましても、スポーツ振興法第1条で、国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することとされており、まちづくりの活動そのものを目的としているわけではございません。こうした文化や体育面において活動されている市民や団体が、まちづくりの活動に参画されることは大いに期待するものでございますが、主には市民が生涯学習活動や体育・スポーツ活動を通じて、技能の向上と仲間づくり、心身の健康づくりをもって自己実現を図られることに意義がございます。いずれにいたしましても、生涯学習課では公民館や体育館の役割と機能を設置目的どおりに発揮して、市民の文化や体育の振興に資するべく、指定管理者と協定を定めて、施設の設置効果を上げるよう努力をしているところでございます。

4点目の幼稚園と保育園の統合、幼児園構想についてでございますが、幼保一元化等の推進を図るため幼児課を設置するものでございまして、幼保担当の窓口を一元化することで、就学前の子どもに関する教育・保育等の支援を総合的に進めてまいりたいと考えております。また、保育園と幼稚園の両方の機能を巧みに生かし、就学前の子どもたちによりよい育児環境の整備や、保護者の就労に関わりなく、安心して就学前保育が受けられる環境を整えていく必要があるため、幼児課において具体的な検討も進めていきたいと考えております。

なお、本庁舎のスペースにつきましては、市民の方々の利便性を最優先に考えまして、4月実施に向けて検討をしていきたいと考えております。

5点目の市民生活相談室につきましては、近年の社会情勢を反映して、年々増加する各種生活相談に対応するために設置するものでございまして、その相談体制につきましても充実していきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 野並享子君。

○16番（野並享子君） 情報交流センターで20団体とおっしゃいましたが、会派説明のときに53団体というのを聞きしていたのですけども、これはどういうまとめ方をさ

れたのかというのが、2つの数字が出てきましたので、この点、どこをベースにどうされたのか、お尋ねをいたします。

これまでと同様の扱いをするということになっていきますので、不便はないということをおっしゃいますけれども、3日までに申し込みをしなくてはならないことになっていきますね、会議室の部屋を使うということにおいては。今までならば、電話で部屋があいているだろうかということで、対処ができていたというふうに思うのですけれども、わざわざ出向いて、書類に書いて提出をしなくてはならないというようなことになりますね。そういう意味においては、やはり交通手段を持っていない人たちにとっては、そういうふうな手続業務がなかなか大変な状況になろうかと思うのですが、野洲市全体でも申込制度が、もっともっと出向かなくても、自宅からでもできるようないろんな体制が必要ではないか。今、ホームページやいろいろな許可、申し込みとか、さまざまなものが添付されてて、ダウンロードして自分で書いて送ればよいというふうなそんな申請にもなっていますね、さまざまなところで。そういった部分も含めて、これだけ情報が発達している中で、もっともっと利便性があるような対策も考えていかななくてはならないのではないかというふうに思うのですが、その点をお尋ねをいたします。

ここに職員を置くという形になっていきますが、所長を置いて、何名かの職員を張り付けられる。今は図書館長が兼務をされていて、それで十分成り立っているわけですね。何人かの人をここに張り付けて、どういうふうなものを展開をされるのか。すべてが、本庁の総務課の総務の中でまちづくり政策室というのを設けられて、ここでいろんなことをされると思うのです、ここの2階でね。そうすると、ここの2階と図書館のそのところでどう展開をされるのかというのが、いまひとつイメージわからないのですけれども、市民の皆さんがやはり本当にこのまちづくり協働推進センターというのが、それと今回の機構改革で出されている新しい部分として入ってきているわけだと思うのですけれども、もう少し明確に市民がうろろしないようなことができるのかどうか、この点をお尋ねしたいと思えます。

公民館、社会教育法とか、スポーツ振興法にのっかってやっている、そんなのは百も承知ですが、それぞれ市民活動団体の約300団体の見てみますと、スポーツの方もサークルとして登録されていますよね。このスポーツ振興法に基づいてさまざまなことを自主的にされている、そういう部分も登録され、やっておられるのですけれども、1団体10人ぐらいの小さな部分から、もっとたくさんの団員を抱えておられる団体もあろうかと思いま

す。10人としても3,000人、20人としたら6,000人。本当に多くの市民の方が自主的にそういう生涯学習の活動をされているということは、野洲としたらすごい人材といえますか、まちづくりにもう既に参画をされていておられる方が、これだけたくさんおられるという意味においては、もっともっと自由に自主的にいろんな活動が展開できるような対策をサポートしていくのが、私は行政の役割だというふうに思うのです。

法律の縦割りの発想ではないと思うのです。この課が、この協働推進グループという形で出されているというのは、縦割り行政ではなく、市民をベースとしたものが必要だということで、私はこの課をつくられるのではないかなと思ったのに、今法律に基づいてをやられると、何だ、従来と全然変わらないじゃないか。一体この課何をするのかというふうな、逆に今またそういう意味で思ったのです。だから、せっかくされようとしているところが、野洲として本当にどう展開を、生涯学習としてさまざまなことをやり、それがまちづくりにもっともっと生かされるような形を行政自身ももっと出してもらわないと、何十年も昔と同じ発想では、今提案されているのが生きてこないのではないのでしょうか。

次に、4点目ですが、今、窓口の一本化をして両方生かすと言われました。私が聞いているのは、栗東のような、幼稚園と保育園を合体をした幼児園というのができていますね。そういうふうな構想を野洲として持つておられるのかどうかというのをお尋ねしたつもりなのですが、それに対しての何か答弁ありましたか。ちょっとその答弁をしていただきたいと思います。

私、栗東のあの幼児園の構想はいいとは思わないのです。それぞれが生かすというのではなくて、確かに人件費の削減という意味においては、できているかも知れませんが、本当に子どもを主体に考えた場合、5回ぐらい、私の孫も行っていますけれども、部屋は移動、そのたびに先生もかわるといようなことになっていまして、これが子どもが本当に1日を過ごすゆっくりとした保育の体制になっているんだろうかと、常々疑問を持っておりまして、この点の構想をどういうふうに野洲としては持つておられるのかというのをお尋ねしたかったのですが、今の話では、ちょっと要点がわからなかったのですが、再度答弁をお願いいたします。

5点目の市民生活相談室の体制の充実を図るとおっしゃいました。私は、具体的に増員をされるのでしょうかということをお尋ねをしているのですから、増員をするかしないか、そういう形でご答弁をお願いいたします。

○議長（田中栄太郎君） 政策推進部長。

○政策推進部長（山中清嗣君） 野並議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず第1点目の、会派勉強会でお答えした53団体と、今約20団体と言いました部分の違いでございますけど、今回の野並議員のご質問は、サークルと。先ほども回答の中で、サークル関係の団体は約20団体でございます。そうしてから53団体については、今現在情報交流センターを利用している他の団体ですね、国際協会とか、ほほえみ協会、また行政が使っている関係団体等々、そのトータルでは53団体、また、個人でギャラリー等も使われる場合もカウントをして、53ということで利用状況を報告させていただきました。

そうして、先ほどお答えさせていただきましたように、これまでと同様の扱いと。今までは電話で予約ができたということも言われているわけでございますが、従来の規則として、当然私ども今回教育委員会から私どもの方へ施設を引き継ぐとき、図書館の運営規則をベースにしております。そういう中で、この申し込みについても、従来、今現在でも3日前、所定の様式で申し込むということが前提になっている。ただし、館長が認めた場合という規定になっております。それを今現在同じ形で私どもの方が引き継いだということで、従来と変わらないということでございます。

そうして、次でございます、3点目の今度サポートセンターとして職員を置いて運営をしていく、従来図書館館長が兼務をして行っていたので、なぜということで。これにつきましては、説明は過去にもさせていただいたのですが、まちづくり協働推進センターの設置につきましては、市民団体の代表の方々が議論されて、市民活動計画を一昨年策定をされました。その中で、サポートセンターの設置を市民活動団体の方々が求められる。それに対して市として取り組んでいくという行政課題がございました。そして、今年度まちづくり基本条例が制定されまして、こういう中の状況の変化もございまして、従来のサポートセンター的役割と、それから市民団体との協働を進めていくという観点の中で、今回設置するセンターにおける業務と位置付けをさせていただきました。

具体的には、1点目はまちづくり情報の共有、今現在行っております市民活動のデータの更新、また市民活動広報誌の発行に対する助言、また市民活動のホームページの設置等々を考えております。そして市民活動のサポートということで、市民活動に関する相談、また支援と、市民活動への場の提供などを行ってまいりたい。そしてもう1点は、やはりこれから協働について市民団体の方々が提案をしていただき、協働を進めていく中で、行政として具体化していきたいということで、協働のコーディネートの役割等々、3つぐらい

を大きな柱にして出発をしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いたします。

そうして、市民活動団体登録については、多くの社会教育団体、野並議員が言われるスポーツ団体等々も登録をしていただいています。この市民団体のデータベースをまとめるときに、できるだけ広くの形でとらえまして団体登録をしていただきました。当然社会教育団体として登録されている団体のデータとして保有をしております。私どもの市民活動の団体とこの推進センターとの関わりでございますけれども、1つは大きな意味の特徴というのは、これから、既に野並議員が言われているように、まちづくりで役割を果たしていただいているのですが、それを協働という概念の中で整理し、また発展させていきたいと考えておりますので、ひとつよろしくお願いたします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） おはようございます。野並議員の質問にお答えさせていただきます。4点の部分、5点の部分でございます。

幼稚園の構想についての具体的な方策はあるのかということでございます。このことにつきましては、平成18年度に野洲市乳幼児保育のあり方検討委員会を設置して、幼保一元化に向けての報告書をいただいております。この報告書に基づきまして今後具体的な方策についてを検討してまいりたいと思います。

先ほど言われました栗東における課題等でございます。1つには、4点の方策で栗東はそれぞれ形をとられているということで、1つ目には保育園・幼稚園の一体型、あるいは保育園・幼稚園連携型、保育園機能型、幼稚園機能型という4つの部分でそれぞれの園で開設をされております。そういったことを検証しながら、野洲市にふさわしい幼保の一元化に向けた取り組みをワーキング会議を持って検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願したいと思います。

5点目の市民窓口の増員をするのかしないのかという問題で、市民相談窓口につきましては、増員に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

○議長（田中栄太郎君） 野並享子君。

○16番（野並享子君） またこれはそれぞれの常任委員会で議論されるというふうに思いますので、まちづくり推進センターというのを新たに図書館の現在情報交流センターの

ところに設けていくということですので、市民の皆さんが、より本当にそこを拠点に、さまざまな部分が利便性が図られていくような形にならないと、課をつくっていった値打ちがないのではないかというふうにも思いますし、先ほど私が言いました、申し込みの問題ももっと、その施設に行つて申し込みをするというような形ではなく、自宅でホームページからダウンロードして申込用紙に記入して、そのままそれこそ添付メールで送るといふふうなそういうこともしていけないと、活発な交通手段を持っている方だけが利用できるような状況ではなくて、本当にもっとさまざまな形の対応も私は必要ではないか。すべての部分ですよ。さまざまな今会館を借りようと思ったら、とくかくそこまで全部出向いて行って判こ押さなければならんという、もう21世紀には対応できないようなことを行政が求めておられるのです。そういった部分も含めて、私はやはりもっともっと検討をしていかななくてはならないのではなかというふうに思いますので、それだけちょっと方向性だけ聞きたいと思います。

○議長（田中栄太郎君） 政策推進部長。

○政策推進部長（山中清嗣君） 野並議員の再々質問にお答えさせていただきます。

野並議員が言われるように、市民団体の方々がこのセンターを使いまして、活発な市民活動、また協働の推進をしていただきたいと願っておりますし、そのために最大限努力をしてみたいと思います。

そうして、申込方法で、今現在、市の全部の施設が極端に言って紙ベースでの申請ということになっております。これにつきましては、市全体の電子申請の部分、また電子政府の関係でございます。その方向にはやはり国の方向もございまして、その辺に向けてまだまだ若干他の市に比べて遅れている面がございますので、その辺は、ここだけではなく、全体の問題として市として取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 次に、第6番、藤村洋二君。

○6番（藤村洋二君） 6番の藤村でございます。議第70号野洲市部設置条例の一部を改正する条例について、ご質問をさせていただきます。

市長は今議会において、10月1日まちづくり基本条例の施行にあわせ、政策推進部をまちづくり政策室と市長直属の秘書課に組織替えをし、政策室の責任者に新たに政策監を置き、市の基本理念であります人権、環境、協働の政策を推進する3つのグループを置き、

フラットな組織として政策マネージメントを行う条例提案をされております。

縦割り主義を排除した柔軟で横断的な組織の構築、これは行財政改革を推進する大きな課題であり、フラットな組織の構築ということにつきましては、一步前進したと評価するものであります。また、来年度には幼稚園部門を市長部局に移管し、就学前の子ども行政の一元化を図る市民の要望にこたえる組織改革も目指されているということでもありますので、どうか住民満足度の向上を図りながら、この機会に組織をスリム化するという事を期待して幾つかの質問をさせていただきたい、このように思っています。

まず1つが、行財政改革推進の中で、今つくりますまちづくり政策室設置の効果についてお尋ねをします。

2点目ではありますが、事務分掌を見させていただきますと、屋上屋を重ねるように見えます。まちづくり政策室設置の意義及び役割についてお伺いをしたいと思っています。

続きまして、まちづくり政策室の陣容と、人員と言ってもいいかと思うのですが、それを束ねる政策監の役割につきまして、お尋ねをしておきます。

4番目、今回目玉となっておりますグループ制導入及びフラット化ではありますが、これの目的についてお尋ねをしたい。

5つ目ですが、グループ内の人事権は政策監が持つのかどうか、また、グループメンバーの人事評価につきましては、どのような基準で行っていくのか、お尋ねをします。

続きまして、広報の部分ですが、事務分掌を読ませていただきますと、協働グループの事務分掌になっておりますが、スポークスマン機能というものが、これで果たして果たしていけるのか。これ特に市長はどのようにお考えになっているのかということをお聞かせをいただきたいと思っています。

7番目ですが、来年4月以降、組織機構改革がございますが、これにつきましてもフラットな組織としてのグループ制を目指されるのかどうか、お尋ねをします。

8番目ですが、今回の組織機構改革の実施によりまして、現在5部、教育委員会1局、27課、5課内室がございますが、今度の組織機構改革で4部1室、1室といたしましても、まちづくり政策室は部相当ということで同じ5部やと思っただいたらいいんですが、あと1局、教育委員会。部、局については、変わらず。27課、3グループ、5課内室となっています。この3グループというのは、一応グループは課相当というふうに聞かせていただいておりますので、実質的には課が3つふえたという結果になっておりますが、私も今、行財政改革をどのように進めていくかということ在必死に皆さん方とご相談をして

いるところがございますので、そういう中では住民満足度の向上を図りながら、スリム化を目指していかなければならないという、我々の政治課題に対する回答ができていないのではないかと。非常に趣旨から逸脱しているのではないかとと思いますが、これについてご回答をお願いしたいと思います。

9番目です。今回、スポーツ振興室が解消というような名前になっておりまして、スポーツ振興室が解消され、生涯学習課の中でスポーツ振興を行うことになっていると。こういうふうに聞かせていただいておりますが、文科省のスポーツ振興基本計画の見直しの方向性は、やはり今、子どもの体力を向上させていかなければならない。本当に健全な精神は健全な体に宿るということで、子どもの体力をつくっていくということは非常に今の緊急命題になっておりますので、これに対しまして、逆行することになってくるのではないかと。こういうふうに思っています。なぜ、スポーツ振興室を解消することになったのか、この件につきましては、市長及び教育長共にお考えをお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中栄太郎君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 藤村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目についてでございますが、ご質問の中で議員からも評価をいただいておりますように、柔軟で横断的な組織として、政策形成や意思決定を迅速化させることにつながると考えるところでございまして、行政改革の視点からも効果があると考えております。

2点目につきましては、理事者直属のスタッフ組織として、協働推進など市全体の政策のマネジメント機能を強化すること、とりわけは、まちづくり基本条例の具現化を推進することを設置の目的・意義といたしております。役割につきましては、その目的を達成するため、庁内各部局と共に、柔軟かつ機動的に先導的な事業や制度の企画立案を進めると共に、政策形成の基本である市民との情報の共有化に向けた取り組みを推進するものでございます。

3点目の陣容につきましては、政策監を筆頭に必要な職員を配置する予定をいたしております。政策監の役割につきましては、室を統括するとともに政策推進にあたって、庁内関係職員にその周知徹底を図り、必要な調整を行うものでございます。

4点目につきましては、関係職員が柔軟かつ機動的に企画立案ができる組織形態として、政策形成の迅速化を目指したものでございます。

5点目につきましては、政策監の職務として、他の部長と同様、所属職員の配置を定め

ることを規定する予定でございます。また、グループメンバーの人事評価につきましても、他の部局と同様、本市の勤務評定制度に基づいて実施するものでございます。

6点目につきましては、市民との情報共有が市民協働の原点であると位置付け、当該グループに移行したものでございますが、ここにおいても市政のスポークスマンとしての機能は十分に果たすことができると考えております。

7点目のフラット化・グループ制につきましては、それぞれの組織の業務の内容によりまして、導入によるメリット、またはデメリットがあると考えております。また、グループ制の形態も多種多様であると認識をいたしております。それらをかんがみながら、今後必要に応じて、その導入を検討していきたいと考えております。

8点目のまちづくり政策室の3つのグループについては、事務分掌を定める規則上、課相当するところに位置付けられているものの、現実には、行政改革の推進に資するグループ制に基づく組織でございます。今回の組織機構改革は、拡大する市民ニーズに対応し、住民満足度の向上を図るために必要なものであり、決して行財政改革の趣旨から逸脱するものではないと考えております。

9点目のスポーツ振興室につきましては、今日まで生涯学習課の課内室という形態により、業務の専門性や独立性を高めつつ事業を推進してきたところでございます。しかし、団塊の世代の地域回帰等により、今後さらに多くの市民に対して生涯学習活動、生涯スポーツ活動の機会提供の拡大を図っていく必要性が高まっていること等をかんがみて、生涯学習の大きな柱の1つであります、生涯スポーツの推進を生涯学習全体の推進と一体的に図っていくことが、むしろ効果的で効率的であると判断したものでございます。したがって、ご指摘のような方向性に逆行するものではないものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 第9点目の生涯学習課の課内室のスポーツ振興室を生涯学習課の中に包含する件に関するご質問にお答えをいたします。

文部科学省のスポーツ振興計画の見直しに関する方向性については、議員ご指摘のとおり、子どもの体力の向上が大きな課題として取り上げられています。その政策目標に関しては、家庭や地域の連携が強く求められております。スポーツ振興室を生涯学習課に包含することは、外形的に見ると施策の後退のように映るかもしれません。しかしながら、生涯学習課が今日まで築き上げてきたPTAや青少年育成市民会議等の地域密着型の組織と

の関係を最大限に生かしながら、生涯学習と生涯スポーツの振興を1つの課で、文字どおり文武両道の精神で振興を図ってまいりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 藤村洋二君。

○6番（藤村洋二君） たくさん聞きましたので、もうまとめて再質問させていただきますが、グループ化のメリットというのが、柔軟で横断的ということではありますが、私もグループ制のメリットは、その中に1つ、限られた人員をどのように効率的に運用していくかという、やっぱりこの視点が非常に大事だというふうに思ひます。この視点が今のグループ制の中にありません。

それと、意思決定の迅速化、おっしゃられるとおりののですが、政策を決めるのに、たとえ1分1秒でも早く決めていくということも大事かもわからないのですが、やはりこれはいろんな方々のご相談をし、市民の皆さん方のお声も聞き、我々議員とも相談いただいて意思決定をしていくということが大事で、一日も早くということではないというふうに思ひます。やはり一日も早いというのは、市民の皆さん方のご要望に対して、市役所の中でいろんなところをたらい回しにするのでなく、やはり市民の皆様方の要望にきちっとすぐに迅速にこたえられるような組織を構築する。これが目的であるというふうに思ひますので、今回のまちづくり政策室がなぜフラットなのかということについて、理解ができない部分があるわけではあります。

やはり来年の4月以降、事業部の方も組織機構の改革をされますが、その中では当然時期時期によって、この時期は忙しいけれども、この時期は忙しくない。いろんな繁忙期があったり閑散期があったりする仕事というのは、事務事業一つひとつ見ていったらあると思ひますね。そういうところについては、忙しいところは若干閑散な事業をやっているところから人を送って行って、その事業をやってこちらへ動かすというような、事務事業の方でこそ、このフラット化の意義があるのではないかというふうに思ひます。この点については一切考えずに、今回このまちづくり政策室については、フラット化をしますということで、なぜそれが効果があるのかということについて、私としては理解ができない部分であります。この点について、もう一度私がわかりやすいようにご説明をいただきたい、このように思ひます。

それと、グループメンバーの人事評価をわざわざ聞かせていただきましたのは、フラットな組織の中で仕事をしていったら、例えば課長職7等級のメンバーと2等級、3等級の

メンバーとか同じようにやって、2等級、3等級の方の方がすごい立派な政策提案をし、それを実施をしていくとすることができるだろうというふうに思います。民間の場合は、それきっちりやっぱり人事評価をして、それにこたえていくことができます。今までの課長、課長補佐、専門員、主査、こういう形で、やらしていただいているときは、それはそれなりのやっぱり縦割りの給与の決め方、評価の仕方というものがあったのでしょうけど、今回フラットになったら、やっぱりそれはそれでその人間のやったことに対する評価はしなければならないのではないかと。その辺について、人事評価は一体どのようにされるのか。だから、このフラットの問題、もう少しやはり時間をかけてやられるべきだったんじゃないかなと、こういう人事評価の問題も含めて考えますと思います。

それとこの中で、グループリーダーについては、恐らく政策監が任命すると。課長の場合には、これはまあ市長なり副市長なりがいろいろ考えて決められるのでしょうけども、今回グループリーダーというのは、そこへ与えられたメンバーの中から政策監が決めるというふうに判断していいのかどうか。それは、先ほどお聞きしたグループ内の人事権は政策監が持つのかというのは、要は、グループ内フラットやから合計10人なら10人が政策室に来ました、この10人をどのように使うかということについては、これは政策監の人事権の範囲だというふうに先ほどの答弁ではとらせていただいたらいいのかということと、もう1点、各グループに若干名の職員を特命として政策推進員に充てると。この特命は誰が特命をするのか。これは政策監なんですね、さっきの人事権からいうと。ここのもきちっと説明をしていただきたい。

実際はフラットな組織の中で、特命で政策推進員を置くということは、実態としてフラットでない、リーダーがいて政策推進員がいる、その他のメンバーがいるということは、基本的には今と同じ縦割りじゃないかと、このように思いますが、これについての説明もお願いをしたい。このように思っています。

それと、うがった見方なのですが、フラット化をやっていくというのは、今までですと、1つの課には課長がいて、課長補佐がいてというような形でしか昇任・昇格はできない。ところが今回の政策室、フラットにしていきますと、10人が10人とも課長職が来てても何の問題もないのですね。では今、非常に人事が停滞をしております、特に40代後半、50代前半の方々につきましては、上がつかえているということもあって、非常にご苦労されております。その方々の処遇の問題については、これは別に考えていかなければならないと思いますし、また、60歳から65歳の無年金の時代、年金当たらない時代をどう

するかい問題等についても今後考えて、やっぱり再雇用の問題なんかも、今のよう肩たたきというようなことではなく、前向きな方向で考えいかなければならないというふうに思うのですが、こういう中で、フラットにしたのだから、今まで課長・課長補佐に上げるのは、なかなか上げられなかったけれど、ここに来てフラットにしといて、昇格してしまおうかというような形で、陰に隠れてベースアップ、また昇任・昇格が行われるということであれば、そういう形には恐らくお使いにはならないというふうに思うのですが、そういう形に使われることは絶対あるのかなのかということだけお尋ねをしていきたい、このように思っています。

それと、先ほど申し上げております組織機構の改革が、私は今回の9月の決算認定を受けて行財政改革、これはきちっとした方向を示すということをして市長が前回の議会でご答弁されましたので、そういう市長の決意からいきますと、今回の組織機構改革というのは、本当に我々から見てもスリムで、なおかつ市民の要望に迅速にこたえられるすばらしい組織をおつくりになるのだろうというふうに思っておりましたのですが、非常に残念なことでありますので、やはりこの縦割りを解消していくということについては、すべての部を中心に考えながら、市民の皆さん方の満足度を充実をしていき、そしてなおかつ組織機構をスリム化していくということに対して、もう一度お考えをいただきたい。この点についてどのようにお考えになっているか、もう一度お伺いをしたいと思います。

それと、スポーツ振興室の問題であります。本当に子どもさんの体力というのは弱くなっているというか、低下をしております。今回、中学校の体育の必修に武術とダンス、これを必修にしていこうというのも、この流れの中で出てきておるわけございまして、やはり国としても将来を担う子どもたちが、何としても体力を向上して、健全な精神、健全な肉体ということで進んでいただけるようなことを考えておられる中でのこのスポーツ振興室の解消であります。

19年度の教育方針ということで、3月議会で大堀教育長は私どもにこの教育方針を出されまして、3つの教育目標をお立てになっております。前提としては、知育・徳育・体育のバランスのよい充実した人間の育成に努めるということですが、その第3点目の教育目標として、暮らしに潤いと生きがいをもたらすスポーツ、芸術や文化を楽しめる環境づくりということでありまして、この中だけでいくと、当然教育長の答弁にもあるでしょうけれども、やはり野洲市のスポーツ振興計画に基づいた生涯スポーツの振興に努めるということも申されておりますし、その生涯スポーツの振興を図っていくためには、学校

体育をどのようにしていくか。それと競技スポーツですね、特に体育協会に、私どもサッカー協会もやらせていただいておりますが、18の競技団体が加盟をしておりますが、そういうスポーツ少年団の皆さんも含めて、競技スポーツの充実を図って行って、底辺をふやしていくことが生涯スポーツに進んでいくわけで、いつでも、どこでも、誰でもというかけ声だけで体育というものを考えていくとうことは、これはできないというふうに思っております。よく教育長おっしゃいます不易と流行ですね。不易というのは、教育委員会では学校教育課と社会教育課と保健体育課、この3つは不易だと思うのですよ。それが生涯学習の中に入っていくということを教育の責任者としてどのようにお考えになって、総務の機構改革に対してお話しになったのか。この点についてお伺いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（田中栄太郎君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 藤村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、組織の関係で、柔軟で横断的な組織ということで、限られた人員を有効活用するためのものであるべきということでございますが、そのように考えたつもりでございますし、これにつきましては、後の方のご質問もございましたが、政策室の中の体制に関わるべきものだと思います。

まず、前後するかもわかりませんが、政策室のグループリーダーは、政策監が決めるのかということでございますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、政策監が所属職員の配置を定めるということでございますので、当然メンバーの合議をして、政策監が任命するものというふうに理解をいたしております。

それから、特命の政策員とはということでございますが、これにつきましては、グループが人権、環境、協働という3つのグループになろうかと思っておりますので、その政策、それぞれに政策員を置くということになります。これにつきましては、各部にも政策員ございますので、それぞれの課題によって、政策推進員会議を開くということになります。

それから、人事評価の件でございます。働き・能力に応じた評価をすべきということでございます。これは当然のことだと思いますし、これからの人事につきましては、年功序列ではなく、能力・働きに応じた評価をしていき、それなりの処遇をすべきというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、全体の組織に関わってでございます。確かに意思決定、早さだけではないと、市民の要望にこたえるため、市民の求められる迅速化にこたえられる組織であるべきとい

うことですが、当然のことだと思います。これにつきましては、先ほども述べましたように、今回は政策室だけでございますが、今後他の部局につきましても、グループ制導入等について検討してまいりたいというふうに思っております。これにつきましては、縦割りの解消、スリム化すべきということは、今後の検討課題というふうにもとらえて、今回だけの組織機構改革ではないというふうにとらえておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、まとめませんが、お答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 藤村議員の再質問にお答えをいたします。

私のスポーツ振興に関わります、主に、特に申し上げまして、後また組織のことにつきましては、部長の方から申し上げます。

特に学校体育をどうするのか、こういうようなことでございましたけれども、本市のスポーツ振興の合い言葉は、国の合い言葉に付け足しまして、幼児期から、最初に頭に幼児期から、いつでも、どこでも、いつまでも。市民の皆さん方には、幼児期からというよりも、子どものころからというふうに言葉を変えまして、お話をさせてもらっているところでございます。

小さいころに体を動かすこと、これが好きでなければ、大きくなってなかなかスポーツをやってくれない。そういうような私の長年の経験から感じますから、そういうようなことで、特に就学前から小学校の低学年にかけて特別のスポーツ、固定したスポーツじゃなしに、体を動かすことが大好きだ、そういう子どもを育てていこう、あらゆるところでお話をさせてもらっているところでございます。

それから、生涯学習に関わります私の思いですが、生涯にわたって、ですから生まれて死ぬまで一生、生涯の学習なのだ、生涯学習なのだというふうな位置付けをしますと、教育委員会事務局の筆頭課は生涯学習課ではないかと、こんなことも思っているところでございます。そして、学校教育課というのは、いわゆる学齢期のその時期の教育にあたることでありまして、それも含めまして、生涯学習は学習課を専門の学校の先生を中心にして指導主事なんか置きましてやりますけれども、すべてのいわゆる市民の教育、あるいは学習に関しますことは、生涯学習課がやるのだ。そういうような中で、スポーツ振興室をその中に組み込みまして、そして、先ほどもお答えをしましたけれども、文武両道といえますか、これは、私はこの方向で必ず体育・スポーツに関しましては振興していけるとい

うような自信を持っているところでございます。

細部にわたりましては、また部長の方からお答えを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中栄太郎君） 教育部長。

○教育部長（南 喜代志君） 藤村議員の再質問にお答えを申し上げますが、特に組織に関わってのお答えを申し上げたいと思います。

人、物、金、情報というのは、当然限られた資源でございます。これを有効に、あるいは効率的に活用するためには、組織を細分化していくというのではなくて、むしろまとめてパイを大きくすると。そうすることによりまして、全体の連携なり応援体制なり、いろんな動きやすさというのをここを出してくるというのが、ここでねらおうとしている考え方でございます。そうした観点におきまして、生涯学習振興と文化振興と連携してスポーツ振興も図っていききたいと、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（田中栄太郎君） 藤村洋二君。

○6番（藤村洋二君） それでは、もう少しだけ質問させていただきます。

先ほど政策推進員の、特命の政策推進員は誰が任命するのだということについて、これは政策監が任命するのだということと考えてよいのかということをお尋ねした。これについてはお答えいただいておりますので、これについてお話をいただきたい。

それと、人事評価の問題につきまして、年功序列を廃止をしていきながら、進めていかなければならないということですが、現実に今の人事評価制度の中で、年功序列というのは、これは難しいというふうに思っています。特に等級制が基本になっておりまして、何等級何号俸が給与の決定の方法ですから、これを崩してどのようにするのかということは、非常にやっぱり難しいのじゃないかというふうに思いますので、やっぱりこういう問題を考えていくためには、もう少し時間をかけて、グループ化をするときのメリット・デメリットをやっぱり市民の皆さん方、議会ともご相談をいただきながら、そしてそこに従事する従業員さんの待遇改善をどのようにしていくということも、ある程度もう少し時間をかけないと、だめだったのじゃないかなというふうに思いますので、今の年功序列を廃止するというのは、今すぐできるのかできないのか、これについてお伺いをしたいと思いません。

それと、済みません、1点、広報の問題を再質問するのを忘れておりましたので。これ

申しあげましたのは、協働グループに入れていくというのは、市民の皆さん方に市が持っている情報をやはり共有していただけるように情報公開をしていく、当然広報もそのようにつくっていくとか、ホームページもそのようにつくっていく、それは理解はできるのです。

ただ、もう一点、やっぱり危機管理をどうするかということが、非常に大事になってくると思うのです。どこも大きな失態をしているのは、何か不祥事があったときに、スポークスマンがやっぱり市長なら市長、社長なら社長の直属で社長と一体になって、それを進めていくということが出来るスポークスマンがいるかないかによって、危機管理ができるかできないかということになるわけです。

失礼な言い方になるんですが、去年の9月にまちづくり基本条例の検討の骨格試案が出ました。京都新聞に掲載をされましたときに、これはその検討委員会の座長が新聞社にアドバルーン的に市民の皆さん方どのようにお考えになっているかということで、上げられるのならこれは私は理解はできるのです。ところが、そこに政策推進課の課員の方が、これはよいことだということで、新聞にコメントを發表されていました。そちらの課員が本当に情報の管理といいますか、危機管理のときに、本当に市長の立場に立って、市民の皆さん方にきちっとした正しい情報を流していく力があるのかというと、私は非常に疑問に思っています。

だから、そういう意味では、協働の部分での情報提供は、それはそうなのですが、やはり広報として、一元化をした広報体制をとっていくためには、従来の広報秘書課の中で、秘書課長が市長と一体になって、危機管理も含めた広報制度をやっていくというのが、正しいのではないかなというふうに思っていますし、現実には市民の皆さん方に誰にも相談してない、市議会にも相談してないというのが、マスコミの皆さん方に情報提供され、それが新聞に出ていくということに対しては、私らも新聞を見て、あ、何でこんなこと決まったのだというような、びっくりをしまして、これは決まってない状況のやつが出ているのですので、このような例もありますので、スポークスマンというものは、もっと大事なものだということで、組織の改革、また、どこにその担当を決めるかということを考えていただかなければならないのではないかなというふうに思っていますので、こんな点について、もう一度お尋ねをしたいというふうに思っています。

それと、これからの組織機構改革につきましては、スリム化を進めていくように頑張っていきたいということで、今後の努力をお願いをしたいというふうに思っていますが、ス

スポーツ振興室の問題につきましては、生涯学習の中で、パイを大きくするというのではなく、私は、スポーツ、要は保健体育というものが教育委員会の中で、どれだけ重要な役割を担っているのだと。あってもなかつてもいいのやというものではないだろうというふうに思うのです。学校体育の問題だけでなく、小さいころから大人になるまでということですが、やはりそのためには学校体育を充実していかなければならないし、競技スポーツの底辺を拡大していかなければならない。この辺の問題が、現実に生涯学習という切り口では、これは無理なのです。

スポーツをやっている年齢の中で、やはり学校体育と競技スポーツというのが、非常に大きな部分を占めていて、体育館にしても、運動場にしても、いろんな競技施設にしても、そういう競技スポーツがあるから、それだけきちとしたものをつくっていかならんわけで、本当に生涯スポーツだけで考えたら、どっか体を動かせる場所があったらいいのですが、これだけ、例えばオリンピックまではいかんでも、国体のスポーツを招致をできるそれだけの施設というものをつくるためには、当然その底辺の競技が充実してないためなのですね。ところが、競技を充実ささんということは、そういう施設も全部なくなってしまうと。そういう施設がなければ、そのスポーツをすることもできなくなってくるということです。もう少し生涯学習という切り口だけでなく、本当に保健体育としての切り口というのは、当然あるのじゃないかなと思いますので、この辺について保健体育というのは、生涯学習の中で、十把一からげにして済むものかどうかということに対して、教育長のお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（田中栄太郎君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 再度のご質問でございます。

まず、政策推進員の指名は誰がするのかということですが、政策監が指名するというふうに思っております。

それから、年功序列の関係で、時間をかけてすべきではなかったかというようなこともご指摘をいただきました。これにつきましては、現在の制度の中で、徐々にではございますが取り入れながらやっておりますので、もう既に実行に移しつつあるということです、そのご理解をいただきたいと思います。

広報につきましては、政策推進部の方からお答えをさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 政策推進部長。

○政策推進部長（山中清嗣君） 藤村議員の再々質問、広報の関係でございますけれども、今現在、政策推進部で広報秘書課ということで、秘書課がしておりまして、今回の機構改革で部の中での協議等々の中で、すべてを全部グループ化という形で基本的に検討してまいったわけでございますけれども、先ほど総務部長も申しましたように、秘書課はやはり秘書課としてのグループ化になじまないというところで、直轄で置くというところでございますので、そういう形でございますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

そうしてまた、条例制定に伴いまして、先ほど議員の方からございました、市民の要望に迅速に政策として対応していくということで、そんな意味でのまちづくり政策室の中で、広報広聴をグループ化の中で位置付けたということでございますので、ご理解のほどよろしく。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 政策推進部長。

○政策推進部長（山中清嗣君） 藤村議員で、危機管理の関係でございますけれども、今危機管理監、市の中で、当然市長であれなのですけど、危機管理監としては総務部長が位置付けられております。

昨年の事例等々でいろいろ問題点をご指摘いただきました。その辺を踏まえながら、今後とも、危機管理監は総務部長でございますので、その辺十分連携しながら行っていきたいと思っております。

○議長（田中栄太郎君） 教育部長。

○教育部長（南 喜代志君） 藤村議員の再々質問にお答えを申し上げます。

先ほどからもお話がございましたように、学校体育におきましては、それぞれ中学校の部活動の成果としまして、例えばですが、野洲中では水泳、陸上競技といったもの、あるいは野洲北中ではハンドボール、ラグビー、テニス、陸上競技、あるいは中主中では、今年も全国大会に出場してくれましたが、陸上競技、剣道、あるいは卓球の選手、子どもたちが近畿大会、全国大会、そうした場に出場をしていただくというふうな成果もおさめていてくれます。これにつきましては、それぞれ、今議員ご指摘のように、競技スポーツをどのように振興していくか、そしてあわせてそのスポーツ人口の裾野をどのように広げていくかと、こういうふうなことだと思います。県の中にも、滋賀のスポーツデザイン2010の中にもございます、スポーツの振興の対象を子どもから高齢者まで、そして性別や障がいの有無などに関わらず広い県民の生涯にわたるスポーツ活動を進めていくと。行政

主導のスポーツ振興から、今後はスポーツをする側に立ったスポーツの振興と。そのためには、それを支えるスポーツ環境の整備充実といったことに視点、重点を置いていかなければならない、こういうようなことも本市としても考えております。今後、議員ご指摘のように、そうした観点で、生涯学習という視点ではなくて、保健体育という切り口からどのように市民の競技スポーツ人口をふやしていくか、あるいはその裾野をふやしていくかということに、生涯学習課の中で取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

ご答弁とします。

○議長（田中栄太郎君） 政策推進部長。

○政策推進部長（山中清嗣君） 済みません。先ほどの回答で、危機管理監という言葉は私使ったんですが、危機管理を担当する担当部長が総務部長であると、防災監でございますけれども、危機管理監としての発令はまだないということで、訂正させていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 暫時休憩いたします。

再開を10時45分といたします。

（午前10時31分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

次に、議第74号から議第77号までの各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

第18番、鈴木市朗君。

○18番（鈴木市朗君） ただいま議題となっております議第74号、平成19年度野洲市一般会計補正予算（第1号）について質疑を行いたいと思います。

この平成19年度補正予算の中で、体育館の空調設備というものが工事費として計上されております。ちなみにこの工事費、補正の中での工事費の占める割合というのは、圧倒的に突出している額でございます。振り返ってみますと、私の記憶では、平成2年ごろだったと思いますが、体育館の完成したときに、新体操の世界の方々を招いて、こけら落としをした記憶がございます。それから17年の歳月が経っております。これはあくまで私の記憶でございます。市長もよくご存知で、当時そういう部分についてご活躍されていたことに私は記憶として残っております。

そこで、今この体育館の空調設備工事が1,890万ということで出ておりますが、ち

なみに1,890万補正で出るということについては、これは大変なことなのですね。今までに空調関係で累計、幾ら今までこの修理保全のために出されたのか。そういうことについても質問をしたいと思います。そしてまた、私が申し上げますのは、例えばの話、体育館の横には高電圧の鉄塔が建って、高圧電流が流れております。何万ボルトというような電流が流れておるわけです。ちなみに振り返ってみますと、今の野洲の文化ホール、あれが築後4年間で雨漏りをしたのですよ。その原因は何かといえば、裏にJRが走っています、びわこ線が。その架線の電流による電食によって屋根のかわらが腐食して、そこから水が漏れたという経緯があるのです、築4年で。体育館も同様だと思うのです。あれだけの高圧電流が流れているところで、この空調機器に使っておる材料、そうしたものに電食が起こってこないか、そういうような検査を十分にされているのか。使われる材質はどのようなもので、その空調関係に使われるのか、そういうことを示していただきたい。工事内容については、当然使われる部品、そういう鋼材、そういうものを明らかに示していただき、そしてまた、今1,890万かけて、当然整備をするわけですが、これは例えば10年間の保証があるのかないのか。例えばこういうような部分的な補修であれば、保証というのはどういう形に出てくるか。そういう部分についての説明を求めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（田中栄太郎君） 教育部長。

○教育部長（南 喜代志君） ただいま鈴木議員からご質問がございました議第74号、平成19年野洲市一般会計補正予算中体育施設費の工事請負費につきまして、お答えを申し上げます。

ご質問の工事請負費につきましては、総合体育館のエントランス及びロビー事務室のマルチエアコンの室外機が損傷いたしまして、このまま放置いたしますと、コンプレッサーが脱落して、配管が破損するおそれがあるために緊急に修繕をさせていただこうとするものでございます。

この室外機には、地球温暖化の原因といわれておりますフロンガスが使用されておりまして、大気中に漏れ出すおそれがある状態でございます。そこで修理につきましては、フロンエアコンからノンフロンエアコンにするために、配管を含めまして、すべての機器の交換及び天井補修等の工事に係る経費として1,890万円を計上させていただいたところでございます。

先ほどのご質問の中で、材質等につきましては、ちょっと手元に資料がございません。ただ、今日までにこの体育館の空調関係で補修をいたしましたのは2004年ですので、平成16年に一部エアコンの更衣室の、トレーニング室、会議室系統のエアコンにつきまして、更新をさせていただいております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 鈴木市朗君。

○18番（鈴木市朗君） 私が申し上げておりました質問の中で、高圧電流に対する調査、そういうものがきちっとされて、それに対応する、要するに部品とってはなんですかね、そういう機材ですね、そういうものを使われているのか。ということは、そのエントランスの室外機というようなことで、当然配管もすべて作用してきよるわけです。私が申し上げているのは、その文化ホールの築後4年で雨漏りがしたというのは、既に皆さん原因は何かということも、私も言いましたけれども、そういう部分について高圧電流と使われているものとの電食関係をきちっと確認をしていかなければならんと。今平成16年に更衣室のエアコンの更新をしたということで報告いただいているのですが、この更新についての金額というのも、明らかにさせていただいておりませんのでね。

だから、こういう箱物というのは、莫大な維持経費がかかるということは、これはもう既に皆さんご存知だと思っております。それも私は承諾しております。でも、やはりその原因となるものをきちっと掌握しないで、ただ修理をしたらいい、交換をしたらいいというような、そういうようなセンスでは、これはたまったものじゃないですよ。原因は何かということをきちっと突き詰めてかかっているか、幾らでもこんなして補正組んだらいいわ、補正組んだらいいわと、そんなもんじゃないと思うんです。1,890万もかけるわけですから。だから、その辺のチェック体制はどないなってるのと。

ちなみに文化ホールを何回も言いますけれど、あれ屋根修理するだけで800万かかったんですよ。当時たしか清水建設だと思います。清水建設に400万円持ってもらったのです。そういう経緯があるのです。今の体育館も、これ清水建設でしたね。そうでしょう。だからこの工事については、その清水の系統のものに、当然入札だと思いますが、そういうようなことをきちっと請負業者に確認すべきなのです、これは。だから、そういう部分について、どういように対応されるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（田中栄太郎君） 教育部長。

○教育部長（南 喜代志君） 鈴木議員の再質問にお答えを申し上げます。

この原因につきましては、エアコンの室外機でございますので、電食ではなくて、経年によります故障、こういうようなことだと認識をいたしております。エアコンにつきましては、総合体育館建設当時に導入されましたダイキン製のマルチエアコンで、これは昭和58年製のエアコンでございます。先ほども申し上げましたが、そうしたことで2004年、平成16年のときにはトレーニング室、会議室系統だけをそのときに更新をさせていただいております。また、ご質問でございました高圧電流に対する調査、あるいは使用されている材質につきましては、今後調査をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。(発言する者あり)

恐れ入ります。手元に資料ございませんので、調べまして、後ほどご報告申し上げます。

よろしく申し上げます。

○議長(田中栄太郎君) 暫時休憩。

(午前10時57分 休憩)

(午前10時57分 再開)

○議長(田中栄太郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部長。

○教育部長(南喜代志君) 更新をいたします室外機の保証の関係でございますが、メーカー保証につきましては、メーカーに確認をいたしまして、後ほどご報告申し上げたいと思います。

○議長(田中栄太郎君) 鈴木市朗君。

○18番(鈴木市朗君) 私もいろいろと質問をしているわけなのですが、空調関係の累計の経費も出てこない、また保証についても確認ということで、補正予算計上されるわけなのですが、やはりこれだけの税金を投入して工事をするわけですので、その辺のところ、市民のこれ税金ですから、皆さん一人ひとりの。そしてまた、これによって体育館を利用される方が快適な場所であるということは、それは私は何ら反対をするものじゃございません。いずれにしたかて、私の所管外の文福の方でこういったものは議論されるものだと思いますが、そのときに、やはりもう時間が余りございません、そこで、やはりメーカーはどこメーカーだと、昭和58年にダイキンが設置したと、そういうようなことを今報告としていただきましたが、やはりそういうことをきちっと位置付けしていただき、当然入札に関しては、その機器メーカーの指定はされるのですか。そしてまた、文化ホールの二の舞ならぬような、その高圧電流との因果関係ですね、そういうものも今後調査さ

れるのか、再度お聞きいたします。

○議長（田中栄太郎君） 暫時休憩。

（午前 11 時 01 分 休憩）

（午前 11 時 01 分 再開）

○議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部長。

○教育部長（南 喜代志君） 再々質問にお答えを申し上げます。

入札にあたっての室外機のメーカー指定の件につきましては、特段同等品ということで指定する予定はしてございません。もう一つは、高圧電流との因果関係の調査につきましても、これ因果関係はないというふうな判断をいたしておりますので、調査をする予定はいたしておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（田中栄太郎君） 次に、議第 78 号から議第 88 号までの各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。その順位はお手元の議案質疑一覧表のとおりであります。

まず、第 11 番、藤下茂昭君。

○11 番（藤下茂昭君） 11 番、藤下です。ただいま議題となっております議第 78 号、平成 18 年度一般会計歳入歳出決算の認定について質問をいたします。

まず第 1 点が、農林水産関係でございます。

第 6 款の農林水産費の中で、第 1 項農業費、第 5 目の農地費及び第 6 目の農業集落排水費の経費についてであります。これらの経費は、本来農業の振興や発展、あるいはまた農村の振興のためにこの経費が使われるということが、本来の目的であります。しかしながら、これらの経費は農村や農業のためだけではなく、国土の保全とか、あるいはまた環境の維持にも大いにその効用があるというふうに考えられております。したがって、国土保全や環境保全の経費は、この農林水産関係の経費のみから支出されるだけではなく、広く建設、いわゆる土木サイドからも一定額を支出されるべきだと思いますが、その見解をお伺いしたいと思います。

また、本市の市街地の排水は、琵琶湖に至るまでの経路についてもその概要をお聞きしたいと思いますので、ひとつご回答をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（田中栄太郎君） 暫時休憩。

（午前 11 時 03 分 休憩）

（午前 11 時 03 分 再開）

○議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○11番（藤下茂昭君） 済みません。もう一点質問を漏らしておりますので、追加をお願いいたします。

同じく議第78号の歳入歳出決算の認定についてであります。教育関係についてお問い合わせいたします。

昨年の3月の議会におきまして、大堀教育長は平成18年度教育方針の中で、人権尊重を基軸に地域ぐるみで、知・徳・体の調和のとれた、心豊かでたくましい人づくりを強調されております。しかしながら、この18年度の決算報告や、あるいはまた予算執行の実績報告書から、具体的にその経過が見えてこないのではないかと、そんな思いをいたします。もちろん数字的なことは、いろんな教育という立場から、それぞれ具体的に把握できるということは難しいかもしれません。しかしながら、教育の成果といえますか、その結果として、子どもたちの最近の行動、あるいはそうしたお互いの人間関係、そうしたものを勘案をいたしますと、実際卑近な例といたしまして、私の住んでおります地域の小中学校の子どもの挨拶というものが、極めて以前に比べて憂うべき状態にあると。言うたらなっていないという状態であります。もちろんいろんな不審者対策とか、そういうようなことで不審な人には話をかけないとか、いろんなそうした学校教育現場での指導の影響があるかもしれませんが、身近な地域の人々とのふれあいといえますか、そうしたこととあわせて、その結果としての挨拶が全然できていない。

例えば私も、最近地域の老人会の1つの行事として、子どもたちが朝ラジオ体操をしておりますが、その場で老人も一緒に参加しようじゃないかということで、たまたま何回か夏休み中に参加をいたしました。その参加をする途中で、小学校の子どもたちに朝の「おはよう」という挨拶をかけましても、全然反応がございません。以前だったらこんなことは絶対なかったです。本当に知識が高まったかもしれませんが、地域の子どものそうした人間としての基本的なそうした行動というものが全然なっていないのではないかと、そこに大きな憂いを感じます。

もちろんこの挨拶運動、あるいはまた徳育というものは、ひとり学校の現場だけではな

く、地域、それから家庭と学校、そうした三者が一体となって推進しなければ、そうした成果は上がりませんが、幸い地域には、青少年の育成協議会というものも組織をされております。でありますから、学校教育現場、それからそうした民間のボランティア団体、そうしたものをあわせて、もちろん家庭教育も含めてでありますけれども、そうした施策をどういうふうにされてきたのか、そしてその問題点は何だったのか、改めてこの18年度の教育の知・徳・体の政策、その成果、いわゆる状況について、評価、反省も踏まえて、お聞かせ願いたいというふうに思います。

回答をよろしく申し上げます。

それから、もう一点であります、議第88号の野洲市水道会計決算の認定について質問をいたします。

本議案につきましては、平成18年度水道事業報告書で、井口水源地の配水量は34万2,894立方メートルだというような報告をいただいております。しかしながら、この井口水源地は、去る平成17年の4月、地下水に砒素が含まれていることから、配水を中止しているものであります。当時は、いろんな検査が速やかにできないということで、有効な対策が見出せなかったと思いますが、その後2年以上が経過しているわけですが、この対策がいまだ示されておきませんので、その後の対策や今後の方針について伺いたいと思います。ただ単に井戸から水をくみ上げるだけで、地域に放水をしているのか、そこらあたりも問題でありますし、また、かつてこの水源地から給水を受けております地域の方々にもどうしているのだというような、実際いろんな心配もございまして、そうしたこともあわせて、この18年度中にとられた施策についてお伺いをしたいということがあります。今後の方針もあわせて回答をいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（田中栄太郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） ただいまの藤下議員のご質問にお答えいたします。

議員ご質問の款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費につきましては、農業振興を図るための農業排水路等の土地改良施設の維持修繕に要する経費としまして、地元要望に基づき、農林水産事業補助金交付要綱により、各土地改良区及び各農業組合等に補助を行ったものでございます。

それから、井口水源地につきましては、委員のご質問のとおり平成17年4月に上水の色味が茶褐色となりまして、鉄・マンガン・砒素につきましては、水道水の水質基準内

ではありましたが、原水水質の値が上昇してきたということから、配水を休止しております。平成18年度の配水の状況は、比江水源より34万2,894立方メートルと、南部用水より14万9,465立方メートルの送水を受けて、井口水源地地点から送水しております。

ご指摘のとおり、休止してから2カ年以上が経過していることから、今後水質検査の実施を検討し、その結果安全性が確認されれば、上水施設の改修を含め、送水をしていきたいと考えております。

以上で、お答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（島村平治君） 藤下議員の今の農業排水の関係の、特に国土の保全、あるいは環境の維持面の経費から農業サイドではなしに、土木サイドからしてもどうかという質問についてお答えしたいと思います。

私どもにつきましては、河川につきましては、1級河川、準用河川、普通河川といろいろ管理しております。そうしたことから、それぞれ管理主体によって経費を支出しております。私どもにつきましては、普通河川はじめ、それぞれの河川整備につきましては、河川の保全のために予算の執行をしておりますので、今の支出につきましては、農業サイドの管理での支出ということですので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、また、市街地からの排水が琵琶湖に至るまでの経路ということでございますが、これ一般的に市街地の排水につきましては、それぞれ各地域によって多少異なりますが、市街地に降った雨はまずやはり道路側溝から近辺の普通河川、あるいは農業用水、また私ども等管理しています1級河川をはじめ準用河川等流れ、琵琶湖に流入していると認識しておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（田中栄太郎君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 藤下議員のご質問にお答えをいたします。

教育方針の中で、知・徳・体の調和のとれた、心豊かでたくましい人づくりを進めると申し上げましたが、これは教育の進むべき方向としての指針でございます。

学校教育におきましては、予算措置を伴う事業ではない教育課程もたくさんございまして、ご指摘のとおり、決算報告や予算執行の実績報告書に成果として書けないこともございます。例えば、今年4月に北野小学校が、読書活動優秀実践校の文部科学大臣表彰を受

けましたが、これは今までの取り組みの成果が認められたものであります。また、この夏の中学生の体育大会では、先ほども部長の方が少し申し上げましたが、中主中学校の剣道部、あるいは陸上部が全国大会へ出場をしてくれました。そういうことをはじめ、他の学校ですがハンドボール、あるいは水泳、卓球等が近畿大会、あるいは吹奏楽部が関西大会に出場いたしました。これらは、これまでの成果の表れであるというふうにとらえております。

また、チャレンジウィーク事業で、5日間の職場体験をしているわけなのですが、中学生は仕事は大変だったけれども、とても満足感が得られた、たくさんの人に声をかけてもらい、たくさんの人とふれあえてよかった。そういうような感想を書いていた生徒もごいます。体験活動を通しまして、子どもたちは新しいことを知り、多くのことを学んでおります。

挨拶につきましては、議員のご質問のように、きちんと挨拶ができるようになったとは言いませんけれども、長年子どもの、青少年の育成に関わってもらっている方が、この間見えまして、最近はよく挨拶ができるようになったと言っていたこともございます。7月と11月には、青少年育成市民会議と連携いたしまして、愛の声かけ運動に取り組みまして、地域の方々にもご協力をいただいております。学校教育におきましては、成果が目に見える形で表れにくいという面がございますけれども、取り組みがなお不十分なところもございます。議員のおっしゃるとおりでございます。今後も指導を続けてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 藤下茂昭君。

○11番（藤下茂昭君） 再質問をさせていただきます。

農業関係予算の中の件でありますけれども、私が言っておりますのは、最初の質問でも言いましたように、農業というよりも農地ですね、あるいはそれを含む水路もあわせてなんですけど、以前は集落そのものが農村というような形で存在をしていたわけなのですが、最近では、皆さんもご承知のように、人口におきましても、既存の方々よりも新しい方の人口の方が多いというような状態がございますし、また、市内の旧の農地、あるいはまた山林等の開発によって、住宅が建てられておりますし、そうしたこの野洲市におきましても、市のまちな全体の環境というものが大いに変ってきております。加えて農業の経営自体も変わってきておまして、例えば最近では農業の経営の集約化ということで、大規模農

家、あるいはまた企業体がそうした農業経営をやられるということで、その中で特に、今あります農地の保全ということについて、大変ネックといたしますか、問題があるわけがあります。特に水路の保全、それから緑地の保全、こうしたものにつきましては、国土全体を考えましても、当然放置をされておりますと、完全な保全ができませんし、なおまた、水路1つを例にとってみましても、そうした住宅地あるいは工場地からの排水、そうしたものがこうした農業水路を経由して、1級河川、あるいはまた琵琶湖へ流れていくと、そういうような状態であります。特に、旧の中主の地域におきましては、住宅地域の排水がほとんど農業水路を経由して琵琶湖へ流れる、あるいは1級河川、準用河川に流れ込む。工場団地についてもそのとおりであります。

旧の野洲町についても一部そうした箇所が見られるわけでありまして、要は言いたいの、こうした国土の保全に関わる問題については、ひとり農業予算だけではなくして、いわゆる一般的な建設サイドの予算も当然そこに投入されるべきではないか、そういうような思いをいたします。そういうようなことについて、どのように見解をお持ちなのか、再度お聞きをしたいということでもあります。

もちろん本年度からは、農地、水、それから環境という保全のテーマで集落ぐるみの営農をするというようなことで、農業者だけではなくて、それ以外の方も含めて地域ぐるみで新しい農業を推進しようというようなことで、環境も含めたいろんな施策が出されております。それで、18年度については、そうした評価、あるいは展望について、どのような検討をされておったのか、その辺を再度お聞きしたいと思います。

それから、教育関係でありますけれども、先ほど教育長がおっしゃったように、いろいろ立派な成果については、それぞれ私も評価をしているところであります。残念ながら、それに反して、そうしたマイナスの面が非常に目に付くということでもあります。かつては、教育長もおっしゃったように、地域の子どもたちは生き生きといますか、素直にすばらしい挨拶をし、すばらしく明るい活動をしておりましたが、最近そうしたよいところが見られない。一部育成会議のメンバーの方が評価をされているようでありますけれども、私の観察する限りでは、どうしてもそのようなすばらしい成果が上がっているというふうには思えませんので、再度検証なりご検討をお願いしたいというふうに思います。

それから、水道関係でありますけれども、前向きな検討をされておりますが、実際には、本年度というよりも、これから手を付けられることだろうと思っておりますけれども、速やかな対策を実施していただきたいと思っております。もちろん水道経営について、そうした有効な水

の利用をさせないと、経営自体にもいろいろ影響を及ぼしますので、具体的なことについて速やかな検討をお願いしたいと思います。

以上、農林関係につきましては、再度回答をお願いしたいと思います。

○議長（田中栄太郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） 藤下議員の再質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、農業はそれこそ治水とか、農政という言葉ができる以前から営みがございまして、さまざまな機能を果たしているのは、ご指摘のとおりかと思っております。農家の経済活動として所得を上げていくというような私的な活動以外に、特に公益的なさまざまな機能を果たしてございまして、私的な機能と公益的な機能をひっくるめて多面的機能という言い方をよくしてございます。ご指摘のとおり、そういったところが担ういろいろな役割が年々増大しているということは、確かだろうと思っております。

行政といたしましても、そういった農業への支援ということは考えてございまして、しかるべき支援をしていきたいというふうに考えてございます。ただ、分野が非常に多岐にわたりますものですから、例えば文化的な話ですと、さまざまな先ほどご指摘のあった治水とか、いろんな分野にまたがりますものですから、行政としては、基本的には1カ所でご支援をさせていただいているということでございます。また、例えば多目的ダムのような大きなものになれば、それぞれの分野で、正式にはアロケーションとありますが、割り当てをして、ご支援申し上げているというような形をとってございます。

私どもの市の場合で言いますと、どういう形をとっていますかと言いますと、先ほどご説明申し上げた中に、市の農林水産事業の補助金交付要綱に基づいてご支援申し上げているというふうに申し上げましたが、例えばその中では、ほ場整備のようなものと、補助としては10%、用水路・排水路につきましては、基本的に40%と。例として、議員がご指摘になりました、幹線排水路につきましては、こういったものにつきましては、事業費の100%を市としては支援するというところでやっております。

それから、またご意見の中で、経営体のあり方も変わってきているし、また地域の形も大分変わってきていると。その中で、施設の保全について公益性が非常に高まっていると、また、かなり農家自身が維持していくのに大分苦労しているという話があったかと思いません。それはやはり近年農地の著しい流動化もございまして、例えば農業用水路もしくは排水路の清掃活動なんかでは、農業従事者の不足もありまして、一斉にその作業をやっていくというようなこともなかなか難しいということも確かに聞いてございます。そのような

中で、ご意見の中でも少し触れられました、国、県の施策として、農地・水・環境向上保全対策事業というものがなされておりまして、市としてもこの事業を活用いたしまして、地域の話し合いと合意形成による協働活動によって、農業排水路の清掃・補修等の取り組みによる維持管理の向上に努めるということにつきまして、市として今年から取り組んでいるところでございます。

今後の展望ということではございましたが、こういった国、県の補助制度等を活用いたしまして、いろいろな施設整備、それから施設の保全についても市としても取り組んでまいりたいと考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、水道につきましてですけれども、速やかな実施ということではいただきました。私どもとしまして、確かにもう2年以上経ってございますので、機器の点検等から始めて、水質の検査等々に取り組んでまいりたいと思いますので、以上で、回答とさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 次に、第18番、鈴木市朗君。

○18番（鈴木市朗君） 議第78号、平成18年度野洲市一般会計歳入歳出の決算の認定、また議第87号、平成18年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出の決算の認定について、お尋ねをいたします。

まずはじめに、ただいま教育長の方から吹奏楽部の話が出ておりまして、野洲小学校が近畿大会で銀賞という栄誉に輝いたことを、遅くなりましたが、皆さんにご報告させていただきます。

さて、平成18年度の一般会計歳入歳出の決算を見ますと、5億305万4,511円の差し引き残高が残ってきました。うち積立金が3億5,080万4,259円でございます。ちなみに年度末の基金の現在高、基金13基金でございます、の合計額17億4,714万6,503円というような数字になっております。私も長い間議員をさせていただいておりますが、このように基金が減少したというのは、議員生活の中で、これははじめての経験でございます。いずれにいたしましても、ほかの議員さんたちが財政健全化についての一般質問を行われると思いますので、その財政についてはこの辺でとめておきたいと思っております。

さて、78号についてまず質問をいたします。社会福祉総務費の中で、社会福祉事業総務費、社会福祉課の所管でございますが、地域福祉計画策定のための関係諸費及び野洲川廃堤敷、これは野洲の地先でございます、の取得に係る借入金の元金償還を支出したとい

うことをございます。また、平成17年度に設置した策定委員会での審議を経て、人が共に支え合い安心して暮らせるまち野洲を基本理念とする地域福祉計画を策定いたしました。用地確保した面積におきましては6,010.68平米、これは平成16年から25年度までの償還をございます。そのときに策定委員会の中で、この約6,010平米のこの用地に関する福祉計画というのは一体どんなになっているのだろうかということですね。

市長は常々、目的のない土地は買わないとおっしゃっていましたね、市長。それは私は何度も聞いております。そこで、お尋ねを市長にいたします。

長い間、この廃堤敷は放置されていますね。地域福祉策定計画にのっとりどのような形でこの用地を展開されるのか。ちなみにこの予算は2億23万5,221円をございます。そしてまた、この地域福祉策定委員会の謝礼といたしまして15万の支出をされています。また、土地取得に伴う用地元金利息では1,694万4,261円の支出をされていますね。やはり、これだけの土地を購入して、そのまま放置しておくということについては、今現在あそこの利用というのは、無差別な駐車場となっておりますね。皆さんよくご存知だと思います。そうしたものの策定委員会での審議を踏まえての今後の利用計画、それを明らかにしていただきたいと思います。

次に、議第87号、平成18年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出の決算についてお伺いいたします。

平成18年度野洲市特別会計歳入歳出決算事項別明細書の中においては、公共用地先行取得長期債ですね、これが4,736万2,000円というような債が残っております。そこで、例えば国鉄清算事業団用地分として4,736万2,000円、これは平成18年度末の残高をございますね。これはもう平成19年度ですべて償還されるわけをございます。また、その反面、野洲駅前南口、いわゆるDブロック用地分です。これ借入額が1億8,870万、償還が平成17年から27年。平成18年度末現在高が1億8,870万となっております。ちなみにこの利息分のトータルが4,736万2,000円となっておりますが、この中でこの平成18年度の事項別明細の中では、駅前Dブロックを含んだ利息が計上されております。

ところが、1億8,870万という数字はどこにも表れていないのです。聞くところによると、平成18年度の一般会計当初予算で1億8,870万というのを見ているということを経務部長の方からお伺いいたしました。各項目別の決算実績報告書を見ておられますが、この1億8,870万という数字が、当然、これ私が申し上げますのは、平成17

年から平成27年度までの償還でございます。2年間据え置きです。平成17、18というのは、これは据置期間ですから利子だけ245万3,099円払っております。例えばこの1億8,870万償還されなかったら、これはどこかの形で不用額として出てくるのが当然です。それがちょっと私の調べている範囲内では不用額としては出てきていないのですね、企画費を見ても。これは起債の中にトータルとして入っているものなのか、もしくは平成18年度の当初予算の中で見ておられれば、歳入として上がっているわけですから、当然不用額の分として、これは履行されていないわけですから、償還されていないわけですから、どこかの項目の中で、企画費、例えば土地取得特別会計の中で説明はされておりますが、決算の中で、事項別明細の中でも上がってきていない。このシステムというのは、どのような形になっているのですかね。ちょっとその辺が私では理解できなかったもので、こうして質疑をさせていただいております。

市長は、何度も申し上げますが、私は経理のプロだということを誰かの一般質問のときにおっしゃってましたので、私はまだプロじゃございません、ヒヨコでございます。どうぞお教をこうむりますようよろしくお願い申し上げます、質疑の内容とさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 特に市長からというご指名でございますので、お答えをさせていただきますが、例の、いうなら善岸堤というのですが、この土地を、目的のない土地は買わない、これはもう原則ですが、しかし、この土地に限っては、買うことが目的ではないですか。そうでしょう。世紀の大改修と言われた野洲川改修がなされたときに、県が国からその用地の代替として無償で受けた土地なのですよ。それは古来野洲地区の皆さんが土地を出し合って堤防を築いて、霞堤防をつくって、つくった堤防だからこれは我々の土地だという主張があったじゃないですか。それを県が国からもらった、だから無償で野洲町へ払い下げる。むしろ安くでしたね、そのとき。そういう歴史のある土地ですから、私は合併するまでにこの土地は何としてでも旧野洲町の名義にしておこうという気持ちで買ったのです。ただし、おっしゃるように目的は地域交流センター、いわゆる福祉に使用しますよと。それ以外には使いませんということで分けていただいて、もっと言うなら、低い値段でわけていただいております。だから今担当がまたお答えを申し上げますでしょうけれど、それについての計画については慎重に検討をしていくという、こういう経過でございますので。

お答えといたします。

○議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） それでは、鈴木議員の質問にお答えさせていただきます。

前段市長の方から、土地の経緯等をお話されました。私の方からはこの活用についての部分をお話させていただきたいと思います。

この土地の有効活用につきましては、市の地元自治会との協議の場を早期に開催し、有効な土地利用が図れるよう取り組んでいきたいという形で1月にお話をさせていただいているんですけど、いまだに現状がゲートボール場の活用とこういうような形となっております。今後におきましては、やはり貴重な財産でございますので、地元の意見等を参酌しながら、有効活用を図ってまいりたいと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答えとします。

○議長（田中栄太郎君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 私の方からは、平成18年度土地取得特別会計歳入歳出決算についてのご質問にお答えをさせていただきます。

駅前Dブロックの取得費1億8,870万、これがどこにも表れていないということでございました。これにつきましては、先ほども議員の方がご説明いただきましたが、平成18年度の特別会計当初予算のところの最後のページになるかと思いますが、地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書というのがございます。その中で、平成17年度末現在見込み額、前年度の現在高見込みで1億8,870万が計上されておまして、平成18年度中増減見込み額ということで、元金償還見込み額が上がってございまして、清算事業団用地につきましては、本年度決算で上がっております4,736万2,000円が計上されております。ただし、野洲駅前公共用地先行取得分については、償還見込み額ゼロということで、平成18年度の予算には上げてないということが、ここで説明がされております。

したがって、平成18年度末現在高見込み額は1億8,870万であると。これが当初予算で計上されておまして、今回の決算、実績報告書の方には両方、清算事業団用地先行取得分と、駅前公共用地先行取得分上がってございますが、その中に明細で、4,736万2,000円、それから1億8,870万というふうになってございますが、執

行の方を見ていただきますと、4,736万2,000円の元金を償還するというふうになっておると思います。

それから、この明細につきましては、利子分でございますが、利子分は両方お支払いをしております。この駅前公共用地分につきましては、予算執行の実績報告書の101ページの都市計画費、街路事業費、市街地整備管理費、これは市街地整備課の分ですが、その中で街路事業等土地取得償還金ということで、245万3,099円ということで、ここに利子分が見てございます。ただ、おっしゃるとおり、この決算書の中で1億8,870万というのは出てございませんが、これにつきましては、予算書、決算書の表記の仕方、仕組みによるものでございますので、その点をご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 鈴木市朗君。

○18番（鈴木市朗君） まず、社会福祉事業総務費から再質問させていただきます。

市長は、買うことが目的だったという、そういうお話でございましたが。宇野前町長のときは、財務局からあそこは野洲の土地だから無償で譲渡してもらおうのだというようなお話をずっとされていましたが、それがなかなか実行に移らないで、今こういう形で平成16年ですか、やっと旧野洲町の取得するということになったわけです。これは当然有償でございます。市長がかねがねおっしゃっていた、私はそういうようなことじゃないと思うのですよ。

やはりそれだけのお金をかければ、やはり地域福祉に貢献する場所だということを、当初市長はその目的をおっしゃっていたことがあるのですよね。私も覚えています。私と同僚の議員さんも、今やめておられますが、その方も先般話されている中で、あそこは一体どないなるのだと。ちょっと進まないというようなことをおっしゃっておいりましたので、だからその辺を野洲区民の皆さんにどういように説明を、野洲区民ではなしに野洲学区、またあるいは野洲市の方にどういような説明をしていくのだ。平成16年に市有地として確保し、そのまま放置しておく。また、地域福祉策定委員会というものを立ち上げて報酬を15万まで払って、一応地域福祉という形のを立ち上げておられるわけですね。

だから今、部長がおっしゃっていましたが、地元協議、ゲートボールを今されておるということでございますが、今現在ゲートボールはされておられません。やはり地域の方が出て、草を刈り、いろんなことで管理をされている中、不法駐車車の車が入り込んでいるというようなことが現状でございます。またちなみに、官民境界の確定も打ててないというような

ところもございます。そういう部分からして、ここをやっぱりきちっとした姿に一日も早くしていただきたいということです。だから、地域福祉策定委員会のその助言がどういうことであったのか、まずそれをお尋ねすると、市長は本腰入れてあの地域を、約6,000平米ですから、6反ですから1,800坪ですね。それだけの土地を野洲市が保有しながら、そのまま眠らせておくということについては非常に残念だという思いでありますので、地域福祉計画とあわせてご説明を願いたいと思います。

それから、まず事業団の関係でございますが。今、総務部長がおっしゃっていましたが、決算・予算の仕組みというのは非常に複雑なもので、私も18年度当初予算で上げておられて、地方債の残高の中に入っておるということについては、認識不足だということを思っております。こういうような形のものであれば、やはり誰でもわかるような、議員でもわからんわけですから、一般の方なんてなおわかりません。やはり施策の成果及び予算執行の実績報告書の中で、そういうような形のものも出していけば、速やかに反応できるわけです。これは私の勉強不足で、申しわけないと思います。

そこでお聞きしたいと思いますが、国鉄清算事業団分の用地の借入利率が2.5%ですね。そしてまた、野洲駅南口Dブロックの借入率が1.3%ですね。これ1.2%の差があります。だから借入先によって、これだけの大きな利率が変わっているということは、何せ金額が金額ですので、国鉄清算事業団分は1.3%で非常に安い、ところがJR清算事業団の償還の場合は借入率が2.5%。2.5%だったら、民間が銀行から融資してもらっている額より高いですね。そういうことについて、どのような機関でお借りになって、どのようなことで、こんだけの1.2%からの借入利率がここで表れてきているのか、その辺がどうも私は理解ができていくわけです。当初国鉄清算事業団の借入額が3億7,800万です。大きい金額ですよ。だから、その3億7,800万円に対して、毎年2.5%でずっと清算してきたわけですね。今年度で残高4,736万2,000円ということで、今年度で償還が終わるわけです。だから、この分についての利率の差異について説明を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（田中栄太郎君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 再度のご質問でございます。

借入金の利率、利息のことでお尋ねでございました。これなぜ違うのかということですが、これ清算事業団の方は、平成9年に借入れをいたしまして、それから駅前の用地に

つきましては、平成16年でございます。それぞれ年度によって利率が違います。当然その借入時につきましては、借入金融機関等からの利息の見積もり等を取りまして、正規に協議をさせていただいて決めたものでございますので、なぜかと言われましても、その時点での年度ごとの利息の相場といたしますか、それによって基づいてやったものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。済みません。

○議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部次長。

○市民健康福祉部次長（新庄敏雅君） それでは、鈴木議員の再々質問について、特に地域福祉計画の部分もついてご説明申し上げたいと思っております。

議員がおっしゃっております地域福祉計画につきましては、17、18年の2カ年をかけまして、最近の核家族化等に伴いまして、人と人のふれあいというのが年々希薄化してまいりました。そのために地域でいろいろと福祉課題というのが出てまいりまして、それを地域住民自らが、支え合い、共に助け合うというねらいで、自ら行動いただくということで、この計画を2カ年で作らせていただきました。本年度から計画に基づきまして、実践に地域で各学区で、委員さん出ていただきまして、自らできることをまず一歩から初めていただくということでスタートさせていただいております。

おっしゃいますように、あそこが福祉ゾーンとして、あるいは地域の防災的な部分も含めまして活用を図っていかなければならないということの中で、この計画にありますように、住民主体で活動できる、そういうような拠点にもなっていけばと考えていまして。ちなみに野洲学区の取り組みとしましては、まちづくりの課題を一人暮らしの高齢者に視点を当てたり、子どもさんが安心して暮らせる場所をつくらうというのが、例えば野洲地域の主課題というか、まちづくり目標としてなっておりますので、今後そのような方向も考えまして、この計画が基本的にはソフト事業というのか、人づくりというのか、そういう人材をつくっていきたいという思いの計画なのですけれども、当然それに伴いまして、必要なものもこういう計画も踏まえまして、策定をしてみたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げますと共に、あそこの土地につきましても、ご承知のようにいろんな課題がございまして、ある意味では短期的な課題につきましては、今もあるいは幹線水路等、また河川等の、まず第一に課題もクリアする部分もあります。今おっしゃっていますように、地域で活用していくという部分あわせまして、今後進めてまいりたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

○議長（田中栄太郎君） 鈴木市朗君。

○18番（鈴木市朗君） 福祉事業の関係、平成19年度の予算を見てみましても、教育費に次いで大きな枠組みとなっております。それは福祉事業というのは、大変な事業だということ、私も痛切に感じております。福祉があって、やはり地域住民が安心して暮らせるというようなことですので、それに対して、やはりあれだけの用地を確保しながら、そのままにしないで、やはり地域の皆さんと共に良い知恵を出して、その場の活用をですね、今後高めていただくことを、要望と言ったら弱いので、してもらうことを約束してもらって、この質問は終わりたいと思います。

そしてまた、この公債費の関係ですね。駅前Dブロックの分の利子だけをこの中で出しておりますので、その部分だけはやはり的確に掌握できるようにしていただきたい。それと、今の2.5と1.3%の関係ですね。これは民間の市中銀行での入札と理解していいのか、それともこれは、国県の政府資金を借り入れできなかったのか、その辺はどういうような形で取り組まれたのか、経緯だけを説明していただきたいと思います。以上です。

○議長（田中栄太郎君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 再度のご質問でございます。

借り入れの資金の調達先でございますが、これは民間の縁故債ということで、民間の市中銀行から借り入れということでございます。

○議長（田中栄太郎君） 暫時休憩いたします。

再開を午後1時といたします。

（午後12時00分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第16番、野並享子君。

○16番（野並享子君） 議第78号、平成18年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について質問いたします。

平成18年度決算の特徴は、三位一体改革の影響を大きく受けています。17年度決算対比で、地方交付税は6億5,400万円削減されています。地方譲与税で補てんされたのが17年度対比で1億9,900万円ですから、実質4億5,500万円減収となりました。さらに予算に比べて法人税が1億1,200万円の減収であります。定率減税の半減や老年者控除の廃止に伴い、18年度対比で市民税では2億5,300万円の増収となり、市民負担は大きくふえました。財政的に大変な中、議員歳費の引き上げで3,930

万円、新幹線栗東新駅への負担金は当初1,200万円でしたが、決算では383万8,000円の支出となっています。また、聖域化された同和予算など、予算のときに指摘した内容がそのまま執行されました。一方、これまで市民の皆さんからの強い要望でありました中学校卒業まで、入院のみではありますが医療費の無料化や、またコミセンの建設や、給食センターの建設による中学校給食の実施に道を開くなど、評価できる点もあります。

このような決算ではありますが、以下の点について質問いたします。

①予算質疑のとき、三位一体改革について高知県の橋本知事が三位一体改革が改革でも何でもないということがわかりましたと発言していることに対し、どのように評価されているのか、お尋ねいたしました。的を射た答弁ではなかったため、市長に再度、三位一体改革についてお尋ねをいたします。

②新幹線栗東新駅への負担金が当初予算に比べ816万2,000円削減されていますが、県民の意向が新幹線新駅への税金投入はすべきでないという意思が示され、嘉田知事が誕生し、県議会選挙では自民党の大幅な議席減となって示された結果であります。民意に沿わない政治に対しての県民の審判でもありました。野洲市議会においても共産党は一貫してこの問題はJRに負担してもらわなければならないと繰り返し発言してきました。今回、県が方向性を出され、JRが工事を凍結され、清算がされたわけではありますが、支出された383万8,000円は、民意を問うことなく突き進まれた山崎市長の失態であり、市民が負担すべきものではありませんが、見解を求めます。

③聖域化された同和事業について、差別があるから、個人施策が継続されるということは、時限立法であった法の精神から乖離しています。一般対策に速やかに移行すべきであり、野洲市の同和事業の見直しが必要ですが、年次計画はどのようになっているのか、見解を求めます。

④監査委員の指摘にもあるように、歳入の22.2%が借金であります。借金の総額は一般会計だけで265億6,870万円になっており、前年度より9.7%ふえており、将来の財政運営に少なからず影響が出てくると考えられると書いてあります。しかし、今後野洲中学校の建て替え問題もあり、まだまだ借金の増額は予想されます。この点について将来計画をどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（田中栄太郎君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） それでは、お答えを申し上げます。

まず、1点目の三位一体改革についてでございますが、三位一体改革についての高知県

の橋本知事さんのコメントに対しましては、私が公式に評価する立場ではないと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

しかし、私は常々、地方自治体は自主性と自立性を高め、自らの責任において地方行政を運営することが、本来のあるべき姿であると考えております。こういうことから、三位一体の改革は、基本的には必要な改革であると考えております。したがって、現在進められております国から地方への権限移譲と税源移譲の実施については、地方分権推進の観点から一定の前進という評価ができるものと考えております。

しかしながら、現状の国庫補助負担金の削減や地方交付税の削減の内容を見ておると、うがった見方かもしれませんが、国の財政再建に主眼を置いたものと思うものであり、国と地方の役割分担に見合ったものにはなっておらず、地方財政を圧迫することとなり、今後の地方における行政サービスの低下や、増税、受益者負担の増といった市民に直接影響を及ぼすことにつながるものが危惧されるところであります。

今後引き続き国に対しまして、全国市長会等を通じまして、国と県の役割分担に見合った税源移譲と、そもそも地方共有の固有財源であって、国が定めた施策を地方が実施するための財源保障、あるいは全国的な税源の遍在・不均等を是正するための財源調整の役割を持つ地方交付税につきましても、現行の法定率を堅持するとともに、安定的な財政運営に必要な総額の確保をお願いし、真の地方分権改革が進められることを期待するところであります。

続きまして2点目でございますが、新幹線新駅の負担金につきまして、滋賀県、栗東市、JR東海及び促進協議会において交わしました協定に基づき負担を行ったものであります。

先に開催されました、これは9月3日でございますが、促進協議会の正副会長会議において、県から新幹線新駅問題の解決に向けた県の方針が初めて示されました。その中で、仮に事業が凍結となった場合は、既に支払いを終えた野洲市の工事負担金からJR東海が行った仮清算及び本清算による返戻金を差し引いた金額については、本清算後は県が負担する、こういうふうを示されました。

野並さんおっしゃるようにちょっと金額が反対のように思いましたけれどね。削減したとか言うたとかいうのは、800万払ったことになって、816万2,000円。残りの383万8,000円が県が補償すると、こう言うてるわけです。だから、もとの1,200万については、野洲市において何の損害も与えないと、こういう案を県が示しておりますので、決して、私の市政の失態とこうおっしゃいますけれど、このことについては、

県と関係する旧3市11町で、昭和63年の促進協議会設置以来、共に知恵を出し合い合意した中で進めてきております。昨今の経済情勢等から現時点での推進は困難である旨、県が判断されたわけでございますので、我々は約20年の長きにわたりその時点時点でいろんな適切な判断をしながら、こうした計画を盛り上げてきたわけでございます。また、旧2市3町のいわゆる湖南地方におきましては、湖南開発促進協議会、これは議会からも代表が出ていただいております。そうした団体の中で、湖南の将来のあり方の中で、特に公共交通機関の整備について新幹線の駅をつくっていかうということで、20年来皆さんお取り組みになってきたわけですね。だから、私が途端に新駅をつくろうと負担したものでないということをご理解いただいております。しかしその1,200万は、金が戻ってくるのだと、こういうふうにご理解をいただきます。

以上で、お答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 私の方からは、野並議員の3点目以降のご質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、同和事業についてでございますが、この問題につきましては、過去何度かお答えをいたしておりますように、地対財特法の期限切れが特別措置法に基づく同和行政の終えんを意味するものといいたしましても、部落差別を撤廃するための行政そのものの終結を意味するものではございません。また、国の地域改善対策協議会の意見具申にも、現行の特別対策の期限をもって一般対策へ移行するという基本に立つことは、同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものではありません。今後の施策ニーズには必要な各般の一般対策によつて的確に対応していくことであり、国及び地方公共団体は一致協力して、残された課題解決に向けて積極的に取り組んでいく必要があるとされております。その必要性を指摘をされております。

野洲市におきましても、法のあるなしにかかわらず、部落差別がある限り同和問題の早期解決を市政の重要な施策と位置づけ、諸施策の総合的、計画的な推進に努めなければならないと考えております。

いずれにいたしましても、今後一般施策の実施状況や同和地区の現状を踏まえ、同和行政全般にわたり検討するとともに、一般施策の有効かつ適切な活用を図るよう検討することが必要であるとの考えでございます。個人施策については見直していきたいと考えております。このことから、既に関係課と協議を重ねており、見直し等が必要な事業につつま

しては、同和対策審議会において意見等を求め、野洲市同和対策基本計画の計画期間の中で適正に処理をしまいたいと考えております。

続きまして4点目でございますが、地方債発行額は平成17年度が26億1,670万円で、歳入に占める割合は13.8%、平成18年度決算では45億330万円で22.2%、平成19年度は今回の補正予算後で14億1,492万1,000円で8.2%となっております。平成18年度の地方債発行額が大幅に増加したことにつきましては、合併協議に基づく大型事業の実施によるもので、平成19年度はこうした合併関連事業がほぼ終了したことにより減少したものでございます。

今後につきましては、財政健全化計画の中で、新規の地方債発行額を18億円以下に抑制するとしておりまして、この方針を遵守していきます。ただし、野洲中学校の耐震化計画等が明確になった段階で、必要に応じまして計画内容の見直しを行う予定をいたしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 野並享子君。

○16番（野並享子君） 1点目の三位一体改革、評価する立場じゃないというのではなくて、やはりもう少し市長としても発言をしていただきたいのですが、基本的にはこの三位一体改革は必要であったとおっしゃっていますから、これが根本的に橋本知事との意見の相違といいたいまいしょうか、という内容になるかと思うのですが、この三位一体改革というのは、そもそも国の財政、市長もおっしゃったように、国の財政再建で、とにかく地方交付税や補助金を削減をする、国が出すお金を減らすというところから出発しているわけで、それに減らした分に見合っただけで税源移譲をするなんていうことは、さらさらないので、当初の出発からして。ですから、市長が言われるように、地方交付税を安定的にもらいたいといっても、この三位一体改革そもそもをあくかんかったということで出発をしていかなないと、この路線の先は、どっちにしたって、さらに補助金や交付税を削減していくという道なのです、国の財政再建が主眼ですから。ですから、毎年本来入るべき税金が入ってこない。地方譲与税で補てんをするということになってはいますが、住民税が5%が10%になったということで、国は税源移譲したということになるのですよね。そうすると私、来年はこの地方譲与税で補てんしていくというのがもっとなくなってくるのではないかと思います。

こういうところから出発しているのですから、市民の負担はどんどんふえていっている

というふうに皆さんおっしゃっています。定率減税の半減、廃止、老年者控除、これ50万円の老年者控除が全廃されて、一気に所得税で5万円ふえた、住民税で2万円、3万円ふえた。ものすごい税負担がこれ覆いかぶさったのです。こういう形で、野洲では前年に比べてこの18年度決算は2億5,000万円も野洲市に入ったのですけれども、国がそれ以上に削減をして、結局マイナスの状況になっているわけです。18年度もですけど、19年度もそうでしたし、こういう形で今国がどんどん進めていっていることに対して、真の地方分権を期待するとか、そんな甘い話ではないのですよ。この三位一体改革の路線はやめよと、そういう形でもっと国の財源を、国の中で無駄なところを減らせということと言わないと、地方に負担をかぶせて、皆さんの負担がふえるという、この循環をずっと作り出しているのです。トップの責任として、やはり橋本知事ぐらいの発言はしていただかないと、税金だけはふえるというのが実態でありますから。評価する立場じゃないというのではなくて、市長の見解ちょっと変えなあかんのと違いますか。

2点目も、これも自分の責任はないということで回避をされましたが、何度も住民に意思を問うてくれと、新幹線は乗らへん、必要ないと言うて、市民が圧倒的に言うてはると言うても、住民の皆さんに聞くこともなく進められた。今、県が出していただくので、野洲市に損害はないと言われましたが、県が負担するいうたら、県民税でしょう。私ら県民税も払っているのですよ。市民税だけ払っているのと違うのです。結局、県の方が払うということは、県民税からそこに投入されるわけですから。

そういう意味においては、何でこんな形で急いで見解、知事選挙の前に、工事協定をJRと結び、そうして知事選の前にくわ打ちをやり、本当に見切り発車で、もうちょっと待てばいいのに、進めたからこういうことになっているわけでしょう。あの工事協定結んでいなければ、こんなお金は発生しなかったのですよ。あと半年待てば、知事選挙の結果は出たのですよ。それを12月末に協定を結んで、一緒に協定の調印のときに市長並んではったの違うのですか。でしょう。で、自分は責任ないで。それはやっぱり市長として、促進協議会に参加をし取り組んでいたと言うけども、知事選挙の結果を見よと、あんだけ住民の皆さんが直接請求署名で署名を集められ、必要ないという意見が圧倒的であったのもかかわらず、それをやらずに進められたという責任の一端が市長にあるのですよ。それが無いと言うのだったら、それは市民の皆さんの思いとかなりのずれがあります。責任があります。あの協定を判こを押さったときの後ろに並んでおられたのですから。何で半年間遅らさなかったのですか。何で知事選挙が終わってからにされなかったのですか。で

しょう。そういう責任があるのではないのですか。見解を求めます。

先ほど私、当初予算に比べて816万2,000円削減されたということをおっしゃるので、反対じゃなくて、私は決算を見て数字を言ったのですから、そういうきちっと言葉を聞いておいて下さい。

同和行政の問題におきましても、とにかく野洲は一貫して法のあるなしにかかわらずということをおっしゃっています。でも、市民の皆さんの中に、もう一般施策にして、特別対策はやめるべきだという声がこれはもう圧倒的な声です。そういうのに押されて見直しをするということをおっしゃっていますが、どういうところを見直しをされるのですか。ここの議会の中でも固定資産税の減免の問題とか、私も保育料の減免の問題とか言っています。いろいろ野洲市だけやっておられる通学の定期代の3分の2の補助とか、そういったいろんな意味で、突出している野洲の個人施策もあるわけですし、いったい何をどう見直そうとされているのか、お尋ねをいたします。

4点目の借金の部分ですが、18年度は給食センターの建設とか、そういう意味では大幅な部分がありました。野洲中の部分が今後、もう近々にこれは出していけないと、避難所として役目を果たさないような耐震の状況ですので、そういう意味においては、いつどのような形でそれをすることによって、どこが山になっていくのか。かなりの大きな額の学校建設耐震工事になると思いますので、財政的にどういうふうに見込んでおられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（田中栄太郎君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 私は、橋本知事さんがおっしゃることはおっしゃることで、これは個人というよりも、橋本知事さんがおっしゃっていることであって、それに賛成や反対でなく、それなりの私の考えを申し上げますので、そういう人のことはもうよろしいじゃないの。野洲市の山崎市長は何を考えている、こういうことでよろしいじゃないの。そうでしょう。申し上げたとおりです。

だから平成12年でした、5年ほど前に地方分権一括法案が572本の法律を一遍に変えてやった。あれは非常に我々は期待したのですよ。そのときに三位一体改革が出てきた。それはやるべきだと、先ほど申し上げたように、やっぱり地域それぞれ特色を生かした、自主的な自立のできるまちをつくっていかうと。要らんこと言いますと、今度の基本条例でもそうですじゃないですか。住民参加の中で協働したまちをつくらうと。そこが地方分権、私は地域分権も言っているのですよ。我々がやっている自治会、あるいはコミュニテ

ィーセンターを拠点にしていろんな協働のまちづくり参画していただこうと。それには、国は地方分権言いますけれど、我々は地域分権もしていこうじゃないか。それぐらい思っているのです。やっぱり地域が自立して立っていこうと。それはそれで評価すると、こう言うてるのです。ところが、今になっていみたら、それに伴う税源が伴ってこなかったと、だからけしからんのだとか言うてますやないか。橋本さんもこう言いたい違いの。そういうことです。

だから、交付税も今年は40%も減らすというのですよ。もともと中主と野洲が合併したときは19億の交付税を受けてました。それを10年間保証してあげるという話だった。要らんことあんまり言わん方がいい。それが14億に減ってきたと、こういうことです。だから我々は苦しい目に遭って。だから税源は、地方と国とバランスを一緒にせいと。今年所得税の改正をやって、所得税を下げて、地方税を上げたと。差し引きプラマイゼロだとか言うてるのですが、結局はそういうふうになっていませんけど。だから、これからやっぱりもっと税源を地方に、もっと言うなら消費税あたりは、全部地方が使いなさいぐらい言うてもうてもいいですよ。それぐらい思っているんですが、果たしていかなと。

今日の京都新聞見られましたか。税の1兆円を地方に分譲しようと、東京都の知事は反対されると思いますけどね。やっぱりこういうことが肝心なのですよ。その格差がついてしまうたということです。だからこういうことを是正せいと。地方にやっぱり有利な税源を回せと。だからここにも書いていますけど、その人口に比例した従業員数に戻せとかいうことですから。だから固有名詞を出して申しわけないのですが、IBMでここで収益を上げたものがすべて東京都の所得、都民の所得になっているのですね、今の税制からいくと。そうすると、東京都都民の1人当たりの年間の所得額がこんだけある、地方はこんなもんじゃないけど、こういう言い方するのです。野洲のIBMの工場で上げられた所得は東京都の所得になっているのです。そういう税制上の問題があるわけですね。

だからそれを是正してもらおうと、これまだ案ですけど、財務省が中に入っていますから、そうこれから問題はないと思うのですが、やっぱりこういうことをしながら、やっぱり地方にそれなりの地方分権に従った税源を持ってきてくれと、これは言うてるのですから、同じことだと思いますよ、高知県の知事さんも。

それと、新幹線、選挙の結果見てからせいって、ほんなこと、私は預言者でないので、わかりません。ほんなことではないです。選挙に関わってできたこと、結果的には今の知事さんはこういうふうにおっしゃっていますけどね、我々が取り組んできたというものは、

やっぱり湖南地方に新幹線を、僕は栗東駅ということをして絶対議会の中で言っていないよ、今までからも。湖南地方に新幹線の新駅をつくらうじゃないかと。将来50万都市を目指すなら、新幹線が通ったのですよ。新幹線がよそを通ったら、もうこっち持ってこいというのだったら、それはそんなことはと言わなならんけど、50万都市を目指して、滋賀県の中核となる都市をつくっていかうと、湖南地方に、もともとの計画は。そこを新幹線真ん中を走っているんです。湖南地方に新幹線とめなあかんじゃないかというのがそもそもの発想です。

ただ、経済的な状況、財政上の問題、それと私も余り言いにくいのですが、請願駅がために工事費が非常に高くつく。この辺をやっぱり考えてするなら、今、凍結という話が出ています。これはもう10月31日凍結でもう切れるのです。それはもう仕方がないことだと思います。それなら次の時代、10年先か20年先にまた新幹線の話が出るのか、別としても、やっぱり将来この地域で産業を興し生活をし、教育を受けて、福祉を受けていかうとするならば、やっぱり新幹線の駅は、走っているのですから、やっぱりとめたらよろしい。それはもう先のことでよろしい。今はそういう状況です。

だから、ちょっと金額が間違っただと言いましたけれど、これ現年度の会計から出た金もう現年度に戻ってきたのですね。ちょっとごめんなさい、その点はおわびしておきます。過年度収入というのと、別々になりますので、金が分かれますけど、そういう経理ができていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

借金が多い、借金が多い。野並さんも一生懸命に中学校の給食をせいとおっしゃったじゃないですか。そうでしょう。やったのですよ。18億かかった。16億借金ですよ。18億の給食センター、野洲市独自で建ちませんよ。やっぱり借金して、国が認めた借金です。貸してあげよう、やれ、16億借金ですよ。それはもうしょうがない、返していかないかんです。だけど、そのことについては国が70%保証してやろうということで、元利保証してくれました。ところが、おっしゃるように交付税の問題がかかってきますので、そこへ。そういうことですが、むやみやたらに借金をしているのじゃないのですから、市民の皆さんの生活を向上するために、あるいは福祉のレベルを上げるために借金ができていますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（田中栄太郎君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 同和施策の見直しについてのご質問でございました。どうい

うところを見直すのかということですが、現在、実施中の個人施策すべてにわたって見直しを行いたいというふうに考えております。

それから、地方債の件でございますが、野洲中につきましては、現在基本計画を策定中でありまして、これによって年次計画が定まるということでございます。この年次計画が定まり次第、財政的裏付けをとりまして、計画を財政的に見込んでいきたいというふうに思っておりますし、ちなみに現在の起債の関係でございますが、平成20年から毎年18億円を借り入れたと想定をいたしますと、元利償還金のピークは平成21年度であると考えております。この数値に先ほど申し上げました野洲中の耐震補強等の費用が加わるということでございます。

以上でございます。

○議長（田中栄太郎君） 野並享子君。

○16番（野並享子君） 市長、もう少し三位一体改革必要だったというふうな形で最初に言われるのではなくて、あれは期待外れやったと、そういうふうに言っていただければ、合うんですよ。税源はついてこなかったと。そうなのですよ、実際決算もそうですし、19年度の予算もそうですし、期待外れやった、税源は来なかったという形で言うたら話は合うんですけども、必要やったと言われると話が合わないのですよ。言われている所得譲与税は人口基準でいきますから、東京やら本当に密集しているところはぎょうさんで、過疎のところには少ないという、そういうふうなことが本当にこれは大きな地方に対して圧迫になっていますので、そういう部分の見直しなんていうのは即刻やってもらわなければならないと思いますし、段階補正というのがされてきてましたけども、それもどんどん縮小されていますから、そういう意味での段階補正というのは、きちんと実態踏まえてやってもらわんとあかんと思いますし、だから、そういう意味でもっと声を大きく上げていってもらおう、地方の市長や知事やは、みんなが同じ思いだというふうに思いますので、ぜひそういう発言をどんどん上げていていただきますように言っておきます。必要な改革だったとは、これはちょっとトーンダウンをしていただきたい。

新幹線の部分で、どこかに必要って、それはJRが必要だったら、自分のお金でつくらはりますやん。あの栗東はそんなの草津線に乗りかえて、またそこからシャトルバス出してなんて、あのところでは、みんな乗らないという条件的な部分があって、常にどこでもできているのは、新幹線と在来線が交差しているとか、本当にすぐ近くを走っているとか、そういうところ辺での駅の設置なのですよ。ですから、どだいあそこは無理なのです、何

ば湖南でこなんどおっしゃっても。いう意味において、栗東がとにかく手を挙げて進んではったのを栗東のお金でつくらはるのやったら、別に私ら何も言いませんけれども。けれども、それを県に出せ、周りに出せというふうなことになったら、やはりそれはみんな考えていかならん問題ですので、県が払うから野洲市に損害はないという、それもやはりちょっと慎んでいただきたい。みんな県民税払っています。損害をこうむっているのですから。そういう意味で、本当に半年間、協定を結ぶのを遅くすれば、こんなお金は発生しなかったというそういう責任の認識をしていただきたいと思います。

同和の問題は、個人施策すべてにわたって見直しということをおっしゃっていますので、その計画は、いつごろ、どういうふうにするのですか。何年かかるのですか。今年中に見直しをされるのですか、期限だけちょっとお尋ねをしておきます。

○議長（田中栄太郎君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 私とは合わんと、こうおっしゃっていただきますので、もう余り多くしゃべりません。何をしゃべっても合いませんので。ただ、あきらめよという言葉は私は気に入りません。三位一体の改革をやって国の補助金、負担金減らされて、交付税まで減らされて、このままあきらめたとなったら、5万市民の皆さんの生命・財産を預かる私がどうしていくのですか、これ。そうでしょう。今あきらめたら、これ減らされただけの話。取り返さないかんじゃないですか。こうおっしゃっているのでしょうか。何をあきらめるのですか。私はやります。

以上です。

○議長（田中栄太郎君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 同和施策の個人施策の見直しの時期ということでございますが、これにつきましては、最初にも申し上げましたが、野洲市同和对策基本計画がございます。この計画期間が平成18年から平成22年、5年間でございます。平成20年度、来年度が中間でございまして、20年度に見直しをしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中栄太郎君） 次に、議第89号から議第91号までの各議案に対する通告による議案質疑はございません。

以上で、通告による議案質疑は終結いたします。

これより議案質疑に対する関連質疑を許します。関連質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中栄太郎君） ないようですので、これをもって関連質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第68号から議第91号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第4）

○議長（田中栄太郎君） 日程4、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されております。順次質問を許します。その順位は一般質問一覧表のとおりです。質問にあつては簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第1号、第5番、奥村治男君。

○5番（奥村治男君） 5番、奥村治男でございます。今回の質問順位を決める抽せん、2度の抽せん2回とも1番くじを引かさせていただきましたので、トップバッターで質問させていただきます。質問も1問に絞り込みましたので、よろしくお願いをしたいと思います。それでは、質問に入ります。

独居高齢者等の見守り支援策について、お尋ねをしたいと思います。

市営住宅に入居していた1人暮らしの高齢者83歳が、自室内において亡くなっておられ、それから3日後に週2回訪問しておられましたホームヘルパーにより発見されるという事件が、今年5月に発生いたしました。

その方は介護保険サービスも利用されておられまして、ホームヘルパーが関わっておられましたので、比較的早く発見されたわけであります。しかし、介護保険サービスを利用していない独居高齢者も市内にはおられると思います。1人暮らしの高齢者が地域で、安心して暮らせるためには、自治会や近隣での温かい見守りや助け合い活動によって、地域での人と人とのきずなを強くしていくことが大切であるといえます。

見守りや支え合い活動は、スローガンだけでは進まず、例えば自治会を中心に民生児童委員、老人クラブ懇連会、あるいは福祉委員など地域で活動する人たちが、独居高齢者や障害者などが地域で孤立しないような具体的な取り組みを支援していくことが必要であろうかと思えます。地域によっては、ふれあいサロンなど、地域のきずなを強くしていく取り組みも活発に行われています。

それにとどまらず、今回の事件から市行政においては、そのような地域づくりのために、具体的にどのような施策を推進しようとしておられるのか、市民健康福祉部長にお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） 奥村議員の独居高齢者等の見守り支援についての質問にお答えをいたします。

現在本市においては、独居高齢者等の見守り支援策として、緊急通報システム事業をはじめ、配食サービス事業、1人暮らし等高齢者の自立生活支援事業、ふれあいサロン事業、あるいは介護保険のサービス利用などを通して、実施しているところであります。また、地域においては、民生委員の近隣ふれあい見守り運動をはじめ、老人会の1人暮らし及び寝たきり高齢者を対象とした友愛訪問、自治会での小地域ふれあいサロンや敬老事業などを通して、見守り支援活動をいただいているところであります。

こうした中で、先ほど議員が申されましたように、市営住宅において、1人暮らし高齢者が亡くなられておられました。こうしたことは、高齢化や核家族化が進む中、今後一層増加するものと予測されており、1人暮らし高齢者等の見守り支援は全国的な課題ともなっています。このような対策は、行政だけでは対応できるものはございません。やはり自治会や民生委員、老人クラブ、近隣住民、地域福祉を進める会委員など、地域の皆様の協力・支援が何よりも重要であります。本市におきましては、平成17年度に各自治会より、地域を福祉を進める会委員を推薦を願い、各学区に地域福祉を進める会を設置し、各学区の地域実情に応じた地域福祉の課題と取り組み計画をまとめていただき、本年度より具体的な学区課題について取り組みを進めていただいているところでございます。このようなことから、高齢者等の支援につきましても、各学区で検討を願うと共に、これまで地域で進めていただいております見守りなどの支援活動を、行政や関係機関が一体となって推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 奥村治男君。

○5番（奥村治男君） ただいまご答弁いただきました件につきまして、4問、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず1つ目は、市営住宅の入居者で1人住まいの後期高齢者及び2人世帯で2人共が後期高齢者の世帯があると思っておりますが、この世帯は何世帯あるのか。また、そのうち介護認定を受けておられる人数について、あわせてお伺いをしたいと思います。

2つ目は、当市では、当面緊急に目配りが必要な世帯といたしまして、独居世帯、また高齢者世帯、介護認定を受けておられてもサービスを全く利用しておられない世帯、こう

いったところがあると思いますが、それぞれ何世帯ぐらいあるのか、おわかりでしたら、お伺いをしたいと思います。

それから3点目ですが、今年の7月に文教福祉常任委員会の研修で、長野県の下諏訪町に行ったわけですが、ここでは、2001年に介護心中事件が発生しております。妻84歳を介護しておられました76歳の夫が残された遺書には、「5年の介護で疲れたので一緒に死ぬ」と書かれておった遺書があったわけですが、こういったことで取り返しのつかない重大な結果になりました。この事件の後も、孤独死が2件続けて発生したというようなことであります。

当市の場合、2人住まいの高齢者世帯で夫婦どちらかがこういった相手の方を介護されているという世帯があるかと思いますが、この世帯の把握が当市においては行われているのか。また、行政としてこういった方たちに対してどのような支援をされているのかを、お伺いをしたいと思います。

4点目ですが、これは都市建設部長に関連いたしますので、お伺いをしたいと思います。

この市営住宅、先ほど申しました新上屋団地で孤独死されました女性の入居時の保証人ではありますが、同じ団地で大変親しくしておられたお友達のまたその知人であったと聞いております。保証人は、この市営住宅に入居される場合は2人必要であるわけですが、今回の場合は1人であり、全くの亡くなられた方とは他人であったと。死亡発見後、親族の方がわからず、警察が親族を探された結果、2日後の夕刻に和歌山県に親族がおられるということが判明いたしまして、葬儀も無事済まされたということでもあります。

つきましては、こういった独居高齢者につきましては、保証人について、この際、やはり再チェックをして、万が一このような事故が発生した場合でも迅速に親族に連絡がとれるようにしておくべきかと思います。これ旧中主町のとくに、私も区長してましたときに、たまたまアパートで似通った事例が発生して困ったことがあります。こういったこともありますので、市営住宅の管理主管部署である都市建設部長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） 奥村議員の再質問にお答えさせていただきます。

私ども、3点ご質問いただきましたので、その3点、あと4点目には、都市建設部長の方からお答えをさせていただきたいと思います。

第1点目の市営住宅の入居者で1人住まいの後期高齢者、75歳以上の世帯は21世帯

で、2人世帯で2人ともが後期高齢者の世帯は8世帯であります。そのうち介護認定を受けられている人数は17人です。

第2点目の当面緊急に目配りが必要な世帯として、独居世帯、75歳以上の後期高齢者は588世帯あり、高齢世帯の75歳以上の後期高齢者のみの世帯は894世帯です。また、介護認定を受けているが、サービスを全く利用していない世帯は192世帯あります。

3点目の長野県の例でございますけど、2人住まいの高齢世帯で、夫婦どちらかが相手を介護されている世帯は87世帯あります。

また、行政としての支援は、介護保険でのサービスに加え、生活支援事業として、先ほども言いました緊急通報システム、配食サービス、布団洗濯サービス、高齢者福祉タクシー運賃助成、あるいは家族介護支援事業費では徘徊高齢者家族サービスということで、やっております。また、介護者マッサージ施術費助成、在宅寝たきり等高齢者介護激励金の支給を行っています。在宅福祉事業では、高齢者のおむつ助成、高齢者住宅小規模住宅改造の助成などの事業を実施しており、その都度、見守り等そういうものにも重ねて点検を、実態を把握していると、こういうふうな状態で整備していますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、お答えとします。

○議長（田中栄太郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（島村平治君） 奥村議員のご質問にお答えしたいと思います。市営住宅を管理している部署ということの立場でお答えをさせていただきます。

まず1点目の、この方の保証人の関係でございますが、奥村議員がおっしゃるように、市営住宅の入居につきましては、2名の保証人が必要でございます。ただし、今回のこの議員ご指摘の方につきましては、旧住宅、既にこの住宅に住まわれていたのですが、新築ということで新しい住宅へ移転された折に、新たな連帯保証人を2名の署名をお願いを申し出たのですが、どうしても先ほどもいろいろ事情がありまして、親族がなく1名も立てられないということも、本人の申し出がありましたけれども、ただし、やはりどうしてもお1人は必要ということで、議員ご指摘のように近所の方に、知り合いの方の連帯保証人ということで、請書を提出いただいたものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

また、今も議員おっしゃるように、公営住宅についてもたくさんの、今、福祉部長が申

しましたように、多くの高齢者がおります。そうしたことから、やはりこの面につきましても福祉部局と連携しながら、住宅の棟ですと、それぞれ棟長の方がおります。そうした方に、公益費の徴収等もされておりますので、そうした中で、そうした世帯の気配り、あるいは我々がまた管理で訪問する際にも気をつけながら、そうした世帯に気を配りながら、市営住宅の適正な管理に努めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（田中栄太郎君） 奥村治男君。

○5番（奥村治男君） それでは、再々質問を3問させていただきます。

1つ目は、当市の独居高齢者世帯の見守り支援策としまして、先ほど市民健康福祉部長から、緊急システム及び配食サービス事業を実施しているとのこととありますが、それぞれの事業につきまして、後期高齢者で独居高齢者と何世帯に対してこういったサービスが実施されているのか、教えていただきたいと思っております。

それと2つ目は、先ほども言いました下諏訪町では、後期高齢者で独居世帯、あるいは高齢者世帯に対しまして、実態把握票だとか、こういった後期高齢者等の対象者の基本台帳を作成されまして、コンピューターに入力の上、こういった情報をそれぞれの関係先で共有されまして、シルバーネットワークが設立されていたわけでありまして、このような方法は、当市としましても参考にしていきたいと思います。市民健康福祉部長の所見をこの件に対してお伺いをしたいと思います。

また、当市では地域の後期高齢者をフォローするマニュアル等は既に作成されているのか、この点についてもお伺いをしたいと思います。

最後に3点目は、高齢化社会を迎えまして一層複雑で重度化した福祉課題を抱えた人々が大変多くなると予想されます。こうした問題の背景には、人間関係の希薄化や地域社会での孤立という課題があります。このような認識のもとに、民生児童委員の方々、日ごろの見守り支援活動を通じて、1人暮らしの高齢者世帯、あるいは高齢者夫婦世帯、障害者がいる世帯、あるいは子育て家庭など、災害時に支援が必要な方をしっかり把握しておく必要があるかと存じます。

当市におきましては、こういった地域の自治会だとか民生児童委員、福祉推進員、あるいは老人会等のネットワークを構築しておくことが、いざとなった場合の非常に大事なことになるかと思っておりますが、こういったネットワークが構築されているのかどうかを、市民健康福祉部長にお伺いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長(田中正二君) 奥村議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

1点目の部分では、後期高齢者等のいわゆる具体的な世帯数の関係でございます。2点目には下諏訪の関係でのネットワークの問題と、フォローの部分をお尋ね願っていますので、お答えさせていただきます。

第1点目の、後期高齢者で独居高齢者等の緊急通報システム及び配食サービスの利用状況は、緊急通報システムが106世帯、配食サービスが24世帯であります。緊急通報システムにつきましては、全体では126の部分で今106世帯、配食サービスにつきましては35のうちの24世帯と、こういう形でございます。

第2点目の、後期高齢者で独居世帯、高齢者世帯の把握につきましては、現在災害時における要援護者の支援について、検討会議で今現在検討している状況でございます。これとも連携して、下諏訪町、去る7月に私も一緒に視察をさせてもらったのですが、そういった取り組みも参考にネットワーク化について検討していきたいと考えております。

次に、地域の高齢者をフォローするマニュアル等の作成でございますが、今年度において、市民から安否確認情報が入ってきたときの対応を現在マニュアルを作成したところでございます。この活用を今後関係課とも協議しながら活用を進めてまいりたいと、このように考えております。

3点目の、地域における自治会や民生児童委員、福祉推進員、老人会等のネットワークの構築ですが、野洲地域包括センターでは、個々の支援の必要なケース会議を通じて、小さなネットワーク化ができています地域もありますが、市全体としてのネットワーク化はできておりません。今後、自治会や民生児童委員、老人会あるいは関係機関等と共に連携し、情報の共有化や見守りのネットワーク化について取り組みの検討を進めてまいりたいと考えております。

災害時でみんなが、地域が、この間、防災のときにも、署長が話があったように、やはり地域で取り組むということが、一番身近で一番対応が速いと。それに漏れた部分はやっぱり行政の部分が活動すると、こういう話も聞いておりますので、より一層そういった面につきましては充実を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、お答えとします。

○議長（田中栄太郎君） 次に、通告第2号、第1番、三和郁子君。

○1番（三和郁子君） 1番、三和郁子でございます。3件の質問をいたします。

1件目ですが、行財政改革・改善について。

平成18年度一般会計歳入決算額203億4,125万8,453円、歳出決算額198億3,820万3,942円が示されました。本来であれば、実行計画に基づいて検証すべきところですが、いまだ示されていないことから、中期財政見通しの制度の検証も兼ね、基金残高について若干の考察を試みます。なお、これから申し上げます数値は、概数を使わせていただきます。

18年度基金残高見通し15億1,600万円に対し、決算額は17億4,714万円と若干ながら改善値と受け取れます。しかし、地方債元金償還額を見てみますと、17年度は21億8,545万円、18年度は21億6,260万円とほぼ同額の元金償還を行ったが、残高は23億4,069万円増加しました。このことは財政収支比率が1.1ポイント増加し、93.6%と悪化している中で、公債費の負荷はさらに財政への圧迫を高めた結果であり、財政運営の硬直化のリスクは、依然として改善されていないといえます。合併時16年10月1日及び16年末から18年度末の基金残高推移を見てみますと、48億4,074万円、34億178万円、30億3,886万円、17億4,714万円と、加速度的に減少しました。そのうち財政調整基金推移を見てみますと、19億4,905万円、11億3,251万円、10億6,875万円、6億6,959万円と歯どめのない減少であり、19年度の5億6,000万円の取り崩しは、文字どおり薄氷を踏みながらの財政運営となっております。

この観点から、18年度から22年度を計画年度とする財政健全化計画に設定された歳出の削減、効率的な行政運営、歳入の確保の以下の目標数値に対し、18年度の決算はどのような成果を生み出しているのか、その検証を伺います。

平成18年度から22年度、期間内目標値ですが、歳出削減部門について5項目伺います。

1、人件費抑制、目標値4億円に対し、2、一般行政経費の削減1億6,000万円、3、投資的経費の抑制2億5,000万円、4、補助金の見直し4,000万円、5、扶助費の見直し未設定。

同じく期間内目標値、効率的行政運営部門について4項目お尋ねいたします。

1、外部委託民営化等の推進、目標値1億円に対し、2、公共施設の統廃合及び有効活

用未設定、3、行政評価システムの運用未設定、4、組織機構の見直し未設定。

同じく歳入の確保について4項目伺います。

1、市税の増収確保、目標値8,000万円に対し、2、受益者負担の適正化と増収確保2,500万円、3、財産収入の確保3億1,000万円、4、基金の確保、前年度からの繰越金の3分の2以上積み立ての目標に対し。

以上質問いたします。

2点目、学校教育関係について伺います。

最初に、文科省が今年の春43年ぶりに行った全国学力調査結果のデータの発表・提供が9月に行われます。どのようなデータが提供されるのか、お伺いします。

次に、国公立の小中学生1,078万8,944人のうち、病気などの理由がなく学校嫌いで年間30日以上欠席した不登校の小中学生が06年度に5年ぶりにふえ、中学校は過去最高の2.86%となったと、8月9日に文科省が発表しました。野洲市の現状について伺います。

次に、文科省は23日、来年度から3年間で小中学校の教職員を約2万1,000人増員する人員計画を概算要求に盛り込む方針の報道がありました。初年度は、改正学校教育法に盛り込まれた主幹教諭の配置など約7,100人を要求するとあります。この方針に対する所見を伺います。

3点目、野洲市まちづくり基本条例について伺います。

野洲市は県内で米原市、近江八幡市に次いで3番目となる野洲市まちづくり基本条例を6月22日定例議会において、原案から16歳以上に住民投票権を与えることや、住民からの発議を認めることなどを削除した、事象が限定されない住民投票制度を盛り込んだ修正案を可決し、野洲市条例第26号として同日公布され、周知期間を経て10月1日に施行される運びとなっております。このことにより市民、行政、議会の三者は、条例を規範にその精神・理念を担保していかなければならない責任と義務を負うことになりました。そのためには、基本となる条例、附帯する条例・規則などの早期整備や完成度を上げなければなりません。この観点から伺います。

第1点、この条例は原案修正を経て採択されました。その修正過程において原案第22条1項中「住民（本市に住所を有する人（法人を除きます。）をいいます。以下同じ。）、市議会又は市長の発議に基づき」の条文が削除されました。このことにより、6月議会でも申し上げましたが、規定されていた「住民」の意義・意味がこの基本条例から抜け落ちま

した。条文は、明確な表現と用いられている文言の意味において、明確に定義された厳正なものではなくてはなりません。住民に極めて近く、一般的にしばしば同義語として用いられる「市民」の定義がなされている中で、「住民」の定義がされていない不自然さは、誰もが思い当たることかと考えます。

附帯条例で規定しているから、規定するからというあいまいさは、市民の理解は得にくいものです。少なくとも附帯条例の上位となる条例には、一語一語の意義・意味が規定されなければなりません。投票権年齢などの規定はなくても、少なくとも「住民」という語句の意義の概念が示されている必然性があると考えます。

私の議会活動報告「ほっこり」で皆様にお知らせしておりますが、多くの皆さんが不自然さに思っておられます。行政としてこの不備を第2条で定義する、あるいは原案第2条の記述のごとく改めるべきと考えます。10月1日までにその作業もできます。所見を伺います。

第2点、このまちづくり基本条例には、第21条、22条、26条、29条に関しては、附帯する条例策定作業が残っています。施行日には間に合わないと思っておりますが、可及的速やかに策定する義務があると考えます。策定にあたっての策定メンバー及びスケジュールをお伺いいたします。

○議長（田中栄太郎君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 三和議員の、第1点目の行財政改革・改善についてのご質問について、お答えをいたします。

財政健全化計画の実行プログラムと平成18年度の反映状況を個別にご質問をいただいております。項目ごとにお答えをさせていただきます。

財政健全化計画は、昨年10月に策定しており、議員からは当計画に記載しております数値目標額でご質問いただいておりますが、その後、その実行プログラムについて内部で年度別により詳細な数値目標を設定しておりますので、その数値をもとに平成18年度の実績をご報告申し上げたいと思います。なお、最終設定いたしました削減・増収目標額は、平成22年度までのトータルで19億8,600万円であり、このうち平成18年度の目標額のトータルは6億1,204万円となっております。

まず、人件費の抑制につきましては、目標額は2億1,004万円で、削減実行額は2億1,160万8,000円ございました。

次に、一般行政経費の削減及び投資的経費の抑制では、数値目標は設定しておりません

が、平成19年度の予算編成に向けて各所属に削減を指示したところでございます。

補助金の見直しでは、平成18年度においては、補助金の交付基準の策定を計画しており、平成19年1月に第1次の補助金の整理合理化に関する指針を定めております。

扶助費の見直しでは、一部平成19年度に向けての検討を行っております。

外部委託・民営化等の推進及び公共施設の統廃合及び有効活用につきましては、本年3月に公共施設の今後の管理等に関する指針を定め、公共施設に関する今後の方向性を定めております。

次に、行政評価システムの運用につきましては、平成19年度に向けた取り組みを進めております。

また、組織機構の見直しでは、平成19年4月に向けた検討を行い、結果として水道課と下水道課の統合を行うと共に、課内室として企業誘致推進室を新たに設置いたしましたところでございます。

市税の増収確保につきましては、目標額1,000万円で、収納率としては税全体で0.01%の増加となっており、約80万円の効果額でございました。

受益者負担の適正化と増収確保では、水道料金の徴収関係で目標額100万円に対し、増収額は約900万円でございました。

財産収入の確保につきましては、目標額4,100万円に対し、増収額は3,389万3,000円。

基金の確保では、目標額は3億5,000万円で、目標額どおりの基金積み立てとなっております。

数値目標を設定しております項目を合計をいたしますと、平成18年度の目標総額6億1,204万円に対し、実行額は6億541万9,000円となったところでございます。

以上、三和議員の行財政改革についてのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 三和議員の学校教育関係についてのご質問にお答えをいたします。

まず、全国学力・学習状況調査の提供データについては、既に報道等で発表されていますように、次のとおりでございます。

市の教育委員会に対しましては、文部科学省が公表する全国的な調査結果、それから滋賀県の全体の状況に関する調査結果、野洲市における公立学校全体に関する調査結果、市

内の各学校に関する調査結果です。

また、学校に対しましては、文部科学省が公表する全国的な調査結果、滋賀県の全体の状況に関する調査結果、学校全体に対する調査結果、各学級に関する調査結果、各児童・生徒に関する調査結果です。

なお、各児童・生徒に関する調査結果につきましては、学校を通じまして、各児童・生徒に提供をいたします。

次に、不登校児童・生徒についての本市の状況ですが、昨年度の本市における年間30日以上欠席の不登校児童・生徒は、小学校で14名、中学校で33名、出現率は小学校で0.46%、中学校は2.50%で、いずれも県の18年度の数値の小学校0.55%、中学校3.19%と比較をいたしますと、本市の数値は下回り、2年連続で減少傾向が見られます。

次に、文科省の概算要求についてですが、小中学校の教職員が増員されるということは、学校現場にとって大変ありがたいことでございます。ただ、新しい職であります主幹教諭は、本県ではまだ選考も行われておりませんし、来年度から設置されるかどうかにつきましても、県教委からは何も知らされていない、そういう状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（田中栄太郎君） 政策推進部長。

○政策推進部長（山中清嗣君） それでは、三和議員の第3点目の野洲市まちづくり基本条例についてのご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の第22条の住民投票の規定において、住民を定義する文言が削除され、不備を生じたところのご質問でございますが、確かに私どもが提案いたしました原案におきましては、住民投票の発議要件や投票権の年齢事項を定めるため、市民と住民を区別する意味から定義付けておりました。今後は、住民投票に関する条例を制定する中で、投票資格者、発議要件等、必要事項を定めてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目のまちづくり基本条例に附帯する条例等の策定スケジュールについてお答えいたします。

まず、第21条の市民の市民への意見募集につきましては、野洲市パブリックコメント手続実施要綱を現在策定中でございます。10月1日告示・施行の予定で進めております。

次に、第22条の住民投票につきましては、施行後1年以内の条例制定を目指しております。そして、第26条の基金の設置につきましては、基金活用を含め今現在検討しており

まして、来年の4月1日の施行を目指しております。そして第29条のまちづくり基本条例推進委員会につきましては、施行後速やかに委員会設置規則に基づき委員会を設置する予定であります。

いずれにいたしましても、まちづくり基本条例で定めておりますことにつきましては、早期に実行してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 三和郁子君。

○1番（三和郁子君） 行財政改革の方から再質問をさせていただきますけども、ただいまの答弁に22年度までのトータル改善目標額が、たしか今19億8,600万円ですか。これ、私たち議会に示されております昨年10月、策定健全化計画の実行プログラムですね、ここに具体的に設定されていた改善額は、人件費が4億、一般行政経費1億6,000万、投資的経費2億5,000万、補助金4,000万、外部委託・民営化1億、市税の増収確保8,000万、受益者負担2,500万、財産収入3億1,000万、合計13億6,500万円ということで、この中に示されているんですよ。私、10億何がしと聞いたのは今はじめてなんですよ。ちょっと今びっくりしているんです。この今19億8,600万円と示されましたが、私たち議会に示されておりますこの実行プログラムです、これ11ページから16ページまでです。これにしたがって説明を求めます。あわせて、なぜ今その説明が今日までなかったのかについてもお伺いいたします。

18年度の改善、この目標額が内部の実行プログラムで設定されていた、この19億何がしですか、19億8,600万円ですか。これ示されていたということは、19年度もこの内部実行プログラムが設定されているのではないですか。これ、あるのかないのかお伺いします。あるのであれば、この改善目標額の詳細の説明を求めます。まず、ちょっと今びっくりしました、数字が出ていることについて。

次に、学校教育関係についてですが、今、児童・生徒に関する調査結果を学校を通じて児童・生徒に提供すると、ご答弁がありました。この学力調査のデータを教育委員会としては、学校としてどのように活用するのか、方針を伺いたいと思います。

次に、学校間、学級間、データの公表はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。公表するしないの裁量、学校に任せるのかも含めて方針をお伺いいたします。

次に、不登校なんです。今回の増加の原因の1つに指摘されているのが、昨年から多発した自殺を伴うような、いじめに対してこのようなことが言われていますよね、自殺す

るくらいなら、いじめを回避するために学校に来なくてもよいよという指導が広まったというふうに言われております。野洲市の指導法のこの現状を伺うと同時に、そのような事象があるのか、お伺いいたします。

次に、主幹教諭について伺いますけれども、6月の議会でこの主幹教諭の配置について私お伺いいたしました。そのときに、主幹教諭の配置は必要なし、現行の教務主任等増員することや、学級を担任しない学年主任を配置することによって教育効果を上げるという所見を伺いました。その方針の変更の有無を再度確認をいたします。

文科省は、来年度7、100人の教職増員は、主に主幹教諭の配置方針というふうに見てとれますけれども、このことからしますと、主幹教諭を配置しないと言われた野洲市の方針からすると、教務主任や教育、教務などの増員要求が通りにくい状況になろうかと思えますけれども、この県の教育委員会から示されていないからというふうに、今教育長答弁されましたけれども、そうでなくて、子どもたちの未来は、先行して考えていかないといけないと思うんです。そういうことが文科省の方から、数カ月前からもう出てきているんです。そしたら出てきた段階で、どうするのかということをやはり議題に載せておかないといけないと思うんです。それを今教育長の答弁では、これは県教委から知らされていないからということで、今答弁されました。このことは将来的に教員の質とか量の確保に、私は不利益をこうむるのではないかなというふうに懸念いたしますが、この点についても所見お伺いいたします。

まちづくり基本条例ですが、「住民」の意義は基本条例に載せず、住民投票条例の中で定めていくとのことですが、この条例はまちづくり基本条例検討委員会の提案を踏まえて今日に至ったわけですね。この住民投票権年齢の設定には、それなりに難しさと、そして困難が伴いますけれども、今後どのようなメンバーで、どのようなプロセスをお考えなのか、お伺いいたします。

以上、再質問させていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 総務部次長。

○総務部次長（東郷達雄君） 三和議員の再質問の方にお答えをしたいと思います。

行財政改革の関係でございますけれども、ただいま総務部長が申しあげました数値と、以前お渡ししております財政健全化計画の数値が違うと、その件でございますけれども、まず、目標額を、部長の方から答弁がございましたように、財政健全化計画策定後におきまして、各部所属課の方に照会をいたしまして、具体的にもう少し精査をした数値で作成

いたしました結果が、ただいま総務部長が報告申し上げた数値でございます。それで、三和議員の方からは、目標額、財政健全化計画の目標額に沿って削減額をというお話でございますけれども、目標額につきましては、三和議員の質問にあったとおりでございます。また、削減額は総務部長の答弁のとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

それと、なぜこの数値の違い等につきまして説明がなかったのかということでございますけれども、財政見通しの策定をいたしまして、同時に新たな実行プログラムをお示しをさせていただこうというふうに考えておりましたので、このような結果になってございます。

また、平成19年度以降、数値化をしておるのかというご質問があったと思いますけれども、具体的に22年度までの数値を出ささせていただいております。こちらの方も今後示します財政見通しの中でご報告をさせていただきたいと、かように思っております。

以上でございます。

○議長（田中栄太郎君） 暫時休憩。

休憩を午後2時50分までといたします。

（午後2時33分 休憩）

（午後2時50分 再開）

○議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部次長。

○総務部次長（東郷達雄君） 先ほど私の答弁の方で目標数値の違い等に答弁漏れがございましたので、再度ご答弁を申し上げたいと思います。

ただ、たくさんの項目がございますので、大項目についてのみ報告をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、健全化計画に掲げております1番目の歳出の削減でございますけれども、健全化計画の目標額は8億5,000万円でございます。最終の内部調整額は8億2,638万円、これは22年度までになってございます。その中で、平成18年度の削減目標額は2億1,004万円でございます。削減実行額18年度でございますけれども、実行額は2億1,160万8,000円となっております。

次に、大項目2番目の効率的な行政運営でございますけれども、健全化計画の目標額は1億円でございます。内部調整の目標額は1億2,500万円、トータルでなっております。その中の平成18年度の目標額、あるいは実行額につきましては、設定をいたし

てございません。

最後に3番目の歳入の確保の観点でございますけれども、健全化計画の目標額は4億1,500万円でございます。内部調整の目標額は10億3,475万になってございます。その中の平成18年度の増収目標額は4億200万円、実行額は3億9,381万1,000円となっております。この数値目標に大きな乖離が出てまいりましたのは、特に歳入の確保の関係で、財政調整基金への積立金、18年度、19年度の額を6億円目標に設定させていただいたということで、大きな乖離が発生しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最終的に合計としましては、健全化計画の目標額は13億6,500万円、内部調整の結果の目標額はトータルで19億8,613万円でございます。そのうち18年度の目標額は6億1,204万円ございました。結果的に18年度の実行額は6億541万9,000円となっております。

以上でございます。

○議長（田中栄太郎君） 教育部次長。

○教育部次長（常諾眞教君） 三和議員の学校関係の再質問にお答えいたします。

1つ目の全国学力調査につきましては、その結果の方はそれぞれの学校で授業の改善、あるいは個々の児童・生徒の指導に生かしていきたいと考えております。また、市の教育委員会としまして、学校または学級の数値的なデータは公表いたしません。また、それぞれの学校につきましても、独自に学校の数値を公表することがないように統一して指示しております。

2つ目の不登校についてですが、議員がおっしゃいました、自殺するぐらいなら学校行かない方がというような事例は、野洲市においては昨年度もございませんでした。

3点目の主幹教諭の配置についてでございますが、6月に申し上げましたのは、教務主任が主幹教諭というふうになるだけであるならば、そんな必要はないと。しかし、主幹教諭が新たに増員されるのであれば、もちろん断る必要もございませんし、学校において活用していきたいと考えております。ご存知かと思いますが、教務主任と申しますのは、職は教諭でございます。学校の中で校務分掌として、教務主任とか、学年主任とか、これは学校で決められますので、教務主任していた教員が次の年学級担任になっても何ら不思議はないわけですが、主幹教諭の方は職ですので、県教委の方で選考試験なり書類選考なりという形をとって、職として任命していかなければならないだろうと思います。ですの

で、県の方から、学校でとか市の方で主幹教諭の任命をすることはできませんので、県の方の指示が何もないというふうな答弁を先ほど教育長の方がさせていただきました。ご理解いただきたいと思います。

○議長（田中栄太郎君） 政策推進部長。

○政策推進部長（山中清嗣君） 三和議員の再質問にお答えさせていただきます。

三和議員の再質問で、第22条の住民投票に関するスケジュールをメンバー等々のあれで再質問されておりますので、先ほどもお答えさせていただきましたように、第22条の住民投票につきましては、施行後1年以内の条例制定を目指しております。

どのようなスケジュールということでございますけれども、先般の本会議で市長が答弁しておりますように、まず骨子案については行政内部でまとめていくという作業スケジュールで考えております。一定骨子案がまとまった段階で、市議会の会派勉強会等々で骨子案を提示させていただき、そして、先ほど申し上げました第29条関係のまちづくり基本条例推進委員会、これを条例制定後速やかに設置をいたします。この委員会に、骨子案がまとまり、また議会に説明させていただき、そして委員会にも意見を求めるという形をとらせていただき、そしてから一定まとまった段階でパブリックコメントを今年度内に求めて、次年次という形で、一応1年以内を目処に今現在考えております。

そして、メンバー等々でございますが、今現在メンバーについては行政内部職員で行っております。そして、ご意見を聞くという形で推進委員会の関係でございますけれども、今回の補正予算案で推進委員会、今年度内10名の委員で今年度3回を予定しております。そのための補正予算を計上させていただいております。そして、基本条例の第20条で参加機会への保障の第3号の規定によりまして、原則公募ということで、この10名のうち何人かを公募で考えております。内容については、まだ現在のところ未定でございます。

以上お答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 三和郁子君。

○1番（三和郁子君） 今、再質問させていただいた中で、この財政改善計画の件なのですが、これ18年8月22日付の財政改革推進提言を受けて、18年度から22年度とする行政大綱と健全化計画が18年10月に策定されたということは、周知のとおりだと思いますが、その計画に沿って、今推進のただ中にあるんですけれども、この計画の推進にあたっては、やはり年度ごとの実行プログラムの設定が必須であることは、これは共通の認識だと思います。今、大まかな大綱のみを報告、答弁いただきましたけれども、詳細につ

きましては、今議会が終わってからということに先ほど言われましたが、やはり議会の方には継続しているときに、こういう大切な財政健全化計画は途中の経過は知らせるべきだというふうに思います。それによって議会ではチェックをしていきたいというふうに思いますので。

それと、昨年の12月議会の答弁で、これ私ちょっとこういう財政健全化計画で申したいのですが、19年度予算執行にあたっては四半期ごとに各部課で財政シミュレーション、検証のできる改善計画実行プログラムを策定し、十分な検証と監視をするという、そういう約束が12月議会にありました。次に、その12月議会では、その約束は実現されませんでした、3月議会でも4月末には配付できるというふうに再び約束されました。これは議事録にも載っております。6月議会では、今度は市長が最後に答弁されまして、18年度決算の意見、そして認定を受けない段階で実行プログラムを組むことは冒険ということで、市長の答弁があり、変わってきましたけれども、これは18年度から推進、実行中の計画であるにもかかわらず、19年度9月の18年度決算認定後でなければ、実行計画が策定されないということは、これは順序が私は全く逆であり、これ民間企業であれば、この経営においてはあり得ないことだというふうに思っております。

そこで伺いますけれども、今申しました議会での発言、約束する、約束に対して、納期必達の意識がおろそかになっていたり、策定する目的の意識のぶれがあるように感じましたが、議会での発言は、これは重いものがあると私は考えています。この点についての所見を伺います。

今、数値化できている目標額が19億8,600万円と、当初計画から内部とで、この財政健全化計画に出されている変更がされているのであれば、私は健全化計画の補正版を示す責任があったのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

私は執行部の皆さんを追い詰めているわけではなくて、これは意見や提言をしている中で、市民が追い詰められるのを、これ私は避けたいというふうに思っておりますので、この財政健全化計画については、毎議会追跡調査を、そして提言、意見を申し上げさせていただいております。市長につきましては、これは強大な権限を有する市長のこのリーダーシップが問われているわけでありますから、その力量に期待しつつ叱咤激励をさせていただいております。

財政健全化計画には、もう3点再々質問をさせていただきます。

学校教育関係です。学力調査についてお伺いいたしますが、今、学校間あるいはクラス

間において格差が出ることも予想されますけれども、これについてその場合、平準化についての考え方がおありかどうか、どのようにこれを教育委員会として進めていかれるのか、お尋ねをいたします。

それと、野洲市まちづくり基本条例ですが、この先ほども「住民」の意義は基本条例には載せないと、ただ住民投票条例の中でこれは示していくということですがけれども、これ上位規範となるこの条例に用いられている言葉に、意義も概念も規定されない言葉がこれ存在していることは、これは不備があると判断しなければいけないと思いませんか。これ改める勇気が要るのではないかというふうに思いますが。市長お笑いですが、これはやはり上位法ですから、これは真剣に問うております。

まちづくり基本条例と、学校関係と、そして行財政改革について再々質問させていただきました件についてのご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（田中栄太郎君） 総務部次長。

○総務部次長（東郷達雄君） 三和議員の再々度の質問にお答えをいたしたいと思えます。

行財政改革の関係でございますけれども、3点ございました。

まず、1点目の年度別の実行プログラムを議会に示しなさいというご意見でございますけれども、この実行プログラムは財政見通し、今後ご提出させていただきます財政見通しと非常にリンクするところが大きくございます。ですから、あわせましてご報告申し上げたいというふうに思っております。

2点目の議会での答弁の重さの関係からでございますけれども、最終的に去る6月の第2回定例会の方で、市長の方から財政見通しの提示の関係でございますけれども、9月の議会で決算の認定を受けた後に、きちっと行政評価も踏まえて見通しをつくっていききたいという答弁がございましたので、この答弁に沿って議員各位には報告を申し上げたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、実行プログラム数値が変わっておりますので、健全化計画の方を変更すべきではないかというご意見をいただいております。健全化計画の骨格となる部分は、基本的に変わっておりませんので、実行プログラムの目標額が若干ふえてきておるということでございます。特にその中でも、先ほど申しましたように、財政調整基金への積み立てが主たる要因でございますので、今この時期に健全化計画は変更すべきではないのではないかなというふうに考えてございます。また、その財政状況見きわめながら検討してまいりたいとこのように思っております。

○議長（田中栄太郎君） 教育部次長。

○教育部次長（常諾眞教君） 学力調査につきましての、再々質問にお答えをさせていただきます。

平準化についての考え方をお尋ねでございましたが、調査結果につきまして県の方は総合教育センターで検討委員会をつくって今後分析していくということを言っております。その分析も参考にしながら、野洲市としましても市の教育研究所を中心に分析をしていきたいと思っております。どういうデータが示されるのかまだ十分わかっていない中でございますが、例えば計算、算数、数学で、計算領域はできているけれども、図形領域ができていないとかというようなことが示されれば、その図形領域をできるようにするにはどういった授業改善をしていったらいいのかというようなことを考えて、学力を向上させていく資料として活用していきたいと考えております。

○議長（田中栄太郎君） 政策推進部長。

○政策推進部長（山中清嗣君） 三和議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほども答弁をさせていただきましたように、確かに私どもの提案いたしましたときにつきましては、市民と住民との区別ということで、「住民」の定義をさせていただきました。しかし、先ほど修正案においては投票要件等々が別の条例で定めるという形となっておりますので、先ほど申し上げましたように、まちづくり基本条例の施行に支障を生じる重大な不備とは私どもは考えておりません。別に定める条例でその辺をきちっと定めればいいのではないかという見解でございますので、ひとつご理解のほどよろしく申し上げます。

なお、どうしても三和議員としては、この条例が不備ということであれば、議員に修正の提案権がございますので、そちらの判断をお願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 次に、通告第3号、第22番、荒川泰宏君。

○22番（荒川泰宏君） 第22番、荒川泰宏でございます。平成19年9月定例議会におきまして、私は地上デジタル放送の移行について質問をいたします。特に、防災福祉の切り口からも伺うものであります。

その前にまず、本年7月16日に発生しました、新潟県中越大震災により被災を受けられました方々に対し、お見舞いを申し上げますと共に、一日も早く復興されますよう、お祈りを申し上げます。

さて、昭和28年から始まりましたアナログテレビ放送は、その年の2月1日午後2時、

NHKテレビの本放送で始まりました。開局の第一声は、「J O A K T V こちらはNHK東京テレビジョンであります。」、開局式の後、尾上松緑氏らによります舞台劇「道行初音旅」がオンエアをされまして、これが日本初のテレビ番組とされております。当時の受信契約数は866、受信料は月200円でありました。

また、8月28日、日本初の民放テレビ局、日本テレビも開局となりました。参考までにテレビスポンサー第1号は東芝さんであり、コマーシャルの第1号はセイコー社の正午の時報、これは22秒でございました。

このようなテレビの歴史の流れの中で、いよいよ平成23年7月24日までにアナログテレビ放送から地上デジタル放送に完全移行することとなっております。デジタル放送は高品質の音量と画像で、双方向番組、高齢者や障害者にやさしい福祉番組、暮らしに役立つ最新の情報番組などが受信できるようになるなど、サービスが向上する反面、デジタルテレビ、チューナーの購入、またアンテナの改修などが必要となり、利用者にとって新たな負担となるところでございます。受信環境の整備は、受益者負担が原則ですが、地上デジタル放送への移行は、国の政策として進められていることから、市としてもさまざまな問題に対応していかなければならないことが考えられます。

そこで、次の点について質問をいたします。

1点目、2011年の地上デジタル放送への移行に伴い、テレビを視聴するためデジタルテレビ、チューナーの購入や、アンテナの改修などが必要となりますが、国策とのことから、地上デジタル放送の移行を、市として住民にさまざまなツールを用いて、また各種の会合等においても周知するべきと考えますが、見解を伺います。

2点目に、市営住宅に住まいの家庭におけるデジタル放送への移行は、どのように考えておられるのか伺います。

3点目、現状、市の構造物による難視聴地域については、共聴アンテナによる視聴となっておりますが、このたびの移行に伴う基本的な考え方を伺います。

4点目、地上デジタル放送への移行に伴い、生活保護世帯などの低所得者に対する過度の負担が生じますが、市の考えを伺います。

5点目に、市民からの地上デジタル放送へのさまざまな問い合わせに対する窓口は、どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（田中栄太郎君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 荒川議員の地上デジタル放送への移行についてのご質問にお

答えをいたします。

2点目、4点目につきましては、それぞれ担当部の方からお答えをさせていただきます。私の方からは、1点目、3点目、5点目についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目でございます。市民への周知につきましては、去年は市の広報紙に、本年は広報紙及び市のホームページにデジタル化移行のお知らせを掲載すると共に、近畿総合通信局作成の啓発ビラを全自治会で回覧願うなどの対応を行っており、今後とも総務省、県と協力しながら周知に努めてまいりたく考えております。

3点目の市の構造物による受信障害への対応についてでございますが、受信状況の調査を行った上で、受信ができないようであれば、市として受信できるよう必要な手だてを講じるべきものと考えております。

5点目、問い合わせ窓口でございますが、市では総務部情報システム課がこれの担当を行っておりますが、国の施策として進められていることから、国では総務省地上デジタルビジョン受信相談センターに一括の相談窓口が設けられており、また、近畿総合通信局放送課においても相談を受け付けておられますので、先の広報においても連絡先の掲示をし、案内をいたしております。

以上、答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（島村平治君） 引き続きまして、2点目の市営住宅におけるデジタル放送への移行についてお答えをいたします。

今年度予算におきまして、現在使用中のアナログ放送からの切り替え対策として、団地内の共聴受信施設の地上デジタル対策と、市営住宅周辺の難視聴地域への電波障害の範囲の確定及びその対応に対する調査委託を発注し、現在のところ調査中でございます。なお、この調査結果により対応策を検討の上、改修計画を策定いたします。

以上、お答えといたします。

○議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） 引き続きまして、市民健康福祉部の方から4点目の低所得者に対する市の考え方につきまして、回答いたします。

低所得者層への新たな負担となるものでございますが、その負担が日常生活において過度と判断される場合には、何らかの支援策が国、県において示されるものと考えられますので、本市といたしましては、今後の動向を見きわめたいと考えております。しかしなが

ら、基本的な部分としましては、なお生活保護世帯における場合でも、これまで生活に必要な冷蔵庫など電化製品の買い替えは毎月支給される生活扶助費で購入していただいております。デジタル放送移行への一時的な出費につきましても、現時点では同様の扱いと考えております。このことから、アナログ放送終了の平成23年に向け、計画的な貯蓄がされるよう、生活指導を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 荒川泰宏君。

○22番（荒川泰宏君） それでは、5点にわたりました質問に対しまして、それぞれお尋ねをいたします。

まず、1点目の周知方法等につきましては、広報等でされておられる、また、ホームページでもされておられるということで、私も実際よく見ております。しかし、懸念するのはやはり弱者の方々に対する周知でございますので、この辺の部分につきましては、さらに徹底した周知をしていただけますように、ご検討いただきたいと思います。

2点目の移行への考え方でございますけれども、現在調査中ということでございますので、私もその調査結果を踏まえて、また検討をさせていただきます。このように思います。

3点目の難視聴地域におけます共聴アンテナの考え方でございますけれども、これ大阪の方に行きますと、阪神高速の下でお住まいのところは、100%デジタル放送でも映るよということではございますけれども、実際はやっぱり電波障害が出ているというようなことが言われておられます。その辺のことから、この共聴アンテナによる視聴につきましては、十分に慎重に対象となっておられます方々と問題のないように進めていただきたいと思います。

それから、生活保護世帯、また低所得者の方々に対します負担でございますけれども、ただいまの回答では、国、県等の支援の動向を見きわめてというお話でございましたけれども、この辺につきましては、確かにテレビの購入、チューナー、アンテナの改修等を考えますと、最低5万円はするだろうと思われれます。そこらあたりを考えますと、とてもじゃないですが、過度の負担になることが十分想定されますので、今後とも機会があるところで、国、県にそのような要望を上げていただきたいと思います。こんな思いでございます。

それから、各さまざまな問い合わせに対します窓口の考え方でございますが、部長の答弁では、近畿電波通信局とか、その問い合わせの先を案内しているから、そこで聞いてくれという対応でさばいていこうというような答弁でございましたが、しかし、やはり野洲

市は野洲市の地域事情というものがありまして、住民の皆さんは相談されますのは、これはやはり国の施策である以上、野洲市のどこかの窓口相談を投げかけてこられるということが、十分想定されるわけです。ですので、やはりどの部にどの方がこの問題については、てきぱきと対応されるのか、再度お尋ねをこれはさせていただきます。

それと、今週は防災週間ということでございまして、本市におきましても去る9月の1日の土曜日に篠原小学校を中心に防災訓練をしていただきました。猛暑の中、関係者の皆様方、本当にご苦労さまでございました。その訓練後、消防長の方から講話がございましたけれども、そこで言われましたのが、緊急地震速報の説明をされました。いよいよこの緊急地震速報が10月1日からスタートされるわけでございます。それにつきましては、親切に市の広報の方もこの9月号で非常きめ細かく編集され、周知されております。非常に評価するものでございます。

しかしながら、この緊急地震速報がスタートするという事は、この地上デジタル化放送が今後2011年にスタートするとき、スムーズにいけるのかどうか。非常に私自身も実は心配をしております。特に福祉施設、例えば特別養護老人ホームだとか、野洲病院に入院中の方々だとか、そういう方々も考えますと、この移行が本当にうまくいけるのか、心配なわけでございます。それとあわせて、野洲市の現在の世帯数が、やはり1万軒を超えるわけです。そこに企業等々考えますと、1万数千の対象のところテレビが皆座っているわけですね。一家によりますともう5台、6台を自宅に据えておられる家庭も少なくはありません。そういう状況の中で、これから、移行に伴ってアナログのテレビがごみとしてこれからどんどん出てくる。このことが、私は環境問題を考える上において、しっかりこれは考えなければならない。場合によったら野洲市だけでなく、例えば湖南4市でそういうような関係の担当の職員が集まって、どういように対応していこうかということも検討しないと、堤防等のそういうごみ捨てとなっているようなところに、テレビが散乱するというようなことにならないようにも手を打つべきだと、このように思うわけでございます。

何か最近では、中国の方で鉄が非常に必要となりまして、業者の方々が鉄くず1キロ30円で売買現状されているというふう聞いております。場合によっては、テレビを分解し、鉄くずだけを取り出し、もう一度鉄として再生するというようなことも1つの案かも知れませんが、この点について、担当の部は何かこの辺について問題点を分析しておられるのか、今後どのように考えておられるのか、考え方がございましたら、ご報告をいただき

たいと思います。

以上、この2点について質問をさせていただき、終わりたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（田中栄太郎君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 問い合わせ窓口の件でご質問でございます。

これにつきましては、野洲市では総務部情報システム課が窓口となります。ただ、ご承知のとおりデジタル放送への技術的なご質問等につきましては、私どもの方、残念ながら専門家でございますので、詳しい話は市民からの質問内容をお聞きして、再度私どもの方から、国の方なりの窓口にお問い合わせという方法もございますので、そのような方法も考えていきたいということでございますし、お急ぎの方は、先ほど申し上げました窓口の方の案内をさせていただくということで、対応させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中栄太郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） ただいまの荒川議員のご質問にお答えいたします。

冷蔵庫やパソコンの処分と同じくテレビの処分につきましては、リサイクルが義務付けられておりますので、例えば市にご依頼があった場合には、リサイクル料2,835円、運送料2,900円、計5,735円で承っております。

一方で、ご指摘がありました。これらのテレビを投棄されるというようなことになれば、その行為自体が法令違反でありますと共に、投棄されたものは、リサイクルできない状態になることが多くございますので、ごみを減らすということにも反することにもなります。ただ、例えばご意見の中でありましたとおり、鉄につきましては、リサイクルできない状態であっても、つぶした後、鉄だけは取り出しているのが、今の状況でございます。

今後、デジタル放送の移行に伴いまして、テレビの買い替えが進むことが予想されます。その処分につきまして、適切に処分をしていただくということは、大変大事かと思っておりますので、そのデジタル化に向けまして、社会全体の動きも注視しながら、市民の方々への啓発普及の強化など、対応を検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 荒川泰宏君。

○22番（荒川泰宏君） 最後に、先ほど市の窓口は総務部の情報システム担当というこ

とをお聞きしまして、くれぐれもたらい回しにならないようにしていただきたいと、このように思います。2011年ということで、まだ先のようにございますけれども、もう既に量販店等ではしきりに販売に力を入れております。そのような状況の中でございますので、よろしく取り計らっていただきたいと思っております。

終わります。

○議長（田中栄太郎君） 次に、通告第4号、第2番、矢野隆行君。

○2番（矢野隆行君） 2番、矢野隆行でございます。私は、3点において質問させていただきます。

1番目に、高齢者のちょっとした困りごとに対応する支援サービスについて伺います。

超高齢化社会を迎える中、高齢者向けのサービス充実は大きな課題となっております。そうした中で、介護保険サービスなどのような大がかりなサポートではなく、1人暮らしの高齢者のちょっとした困りごとニーズに対応する支援サービスを導入した千代田区がございました。

千代田区では、平成16年7月から高齢者等の生活上困りごとの相談を24時間365日、年中無休で応じる、高齢者等困りごと支援事業を始めております。この事業は、おおむね75歳以上の高齢者のみの世帯の人や、障がい者のみの世帯の人を対象として、日常生活で困っていることなどを区民等の協力を得て解決のお手伝いをします。高齢者や障がい者の不安を解消し、地域で安心して自立した生活を支援することを目的としております。年間予算は約100万ほどかかっているようでございます。

少し内容を説明しますと、事業主体は千代田区社会福祉協議会、対象としましては、1人暮らしの高齢者だけの世帯、おおむね75歳以上、2番目に障がい者のみの世帯他となっております。事業内容としましては、専門技術を必要とせず1時間ぐらいでできて、継続性のないもの、例えば電球等の交換、ブレーカーが落ちたときの復旧、ねじの緩み、蛇口のパッキンの交換、洗面所排水溝のつまり、代筆、代読、ぼたんの付けかえ、簡単な繕い、30キロ以下の家具の移動、風邪など体調を崩したときに近所への買い物、荷物の上げ降ろし等となっております。また、専門技術を必要とする場合や、原則として1時間以上かかる活動や、継続的にサービスを必要とする内容につきましては、区内の専門業者や関係団体を紹介することになっておるようでございます。ちなみに、利用料は1回当たり200円となっております。活動協力等は募集されておまして、登録が必要である。活動費としては、1回につき500円を支給すると。活動内容は、1時間で専門的技術を必

要としなくて、継続性のないもの。事業の特徴といたしましては、高齢者等の生活を配慮し、24時間365日相談を受け付ける。地域住民のマンパワーによる事業展開と地域コミュニティの活性化を図ります。本事業以外の日常生活の困りごとに対してもきちっと関係機関、業者等につなげているということです。さまざまなサービスのネットワーク化を図ることにより、高齢者等が地域で安心して生活できるシステムを構築しているということになっております。

このようなシステムは、高齢者や障がい者の方が地域で安心して暮らしていける手助けに有効だと私は思いましたので、質問させていただきます。

高齢者が地域で安心して生活できるこのようなシステムの構築を本市に取り入れたらどうか、見解を伺います。

次に、児童虐待発生予防対策について、質問させていただきます。

児童虐待による痛ましい事件が連日のように報道されております。平成18年度の児童相談所における児童虐待相談件数は3万7,343件、前年度比1.08倍となり、件数は年々ふえている状況です。この状況に対応して児童虐待発生予防対策の充実が求められております。この児童虐待の問題につきましては、6月の2回定例会で内田議員からも一般質問が出ていました。私は、少し角度を変えて質問させていただきます。

厚生労働省では、深刻化する児童虐待について、虐待を受けて死亡に至った子どもの事例を検証したところ、死亡した子どもの約4割が零歳児で、零歳児のうち約8割が4カ月以下ということがわかりました。また、行政がすべての子どもに関わる最初の機会が4カ月健診であることが多いこともわかっております。児童虐待は発見や対応が遅れるほど、親と子どもの両方に対する手厚い支援が必要になることも踏まえると、早期発見・早期対応の態勢を強化することは、児童虐待をなくすための必要不可欠な取り組みといえます。

そこで、厚生労働省は、今年4月から生後4カ月までの全戸訪問事業、通称こんにちは赤ちゃん事業をスタートさせました。新生児、乳児を抱える母親は、出産時の疲労と新たな育児負担により心身が不安定になりやすい上に、最近では核家族が増加していることもあり、周囲の支援を受けず、社会から孤立している人がふえております。一般的に親と子の引きこもりから、ネグレクト（育児放棄）、さらには児童虐待へとつながるケースが多いことから、孤立化を防ぐことは児童虐待の発生予防に大変効果があるといわれております。この事業では、生後4カ月までのできるだけ早い時期に乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や、養育環境等の把握を行うなどして、母親に安心を与えな

がら、乳児家庭と地域社会をつなぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。

また、これに連動する事業としましては、育児支援家庭訪問事業があります。これは生後4カ月までの全戸訪問を行った後、ケース対応会議などにおける報告検討の結果、再訪問や、引き続き支援が必要と判断された家庭に対するケアとして生かされるもので、子育て経験者等による、育児・家事の援助、または保健師等の有資格者による具体的な育児支援に関する技術的援助や指導を継続的に実施する事業であります。

国は、これらの事業について、平成21年度までに100%実施することを求めておりますが、平成19年度9月現在の調査によれば、生後4カ月までの全戸訪問事業実施数は68.5%、育児支援家庭訪問事業実施数は49.7%となっております。このようにまだまだ取り組みをされていない自治体が多いと思いますが、少子化問題が叫ばれている中で取り組みは、子育て支援ばかりでなく、幼児虐待防止につながると考えます。

そこで、質問でございますが、1点目、本市において乳幼児の健康状態の把握はどのようにされておるのか、お伺いします。

2点目、本市の児童虐待発生予防対策として、こんにちは赤ちゃん事業や育児支援訪問事業の早期取り組みが大事だと考えますが、見解を伺います。

3点目になりますが、地域医療の医師不足問題はということで、お伺いします。全国的に医師や看護師が不足しているといわれております。原因はいろいろと考えられますが、2004年スタートした大学医学部の新医師臨床研修制度の改革で、研修医は自分の意思で研修場所を選択するのが可能となります。大学附属病院ではなく、臨床研修病院でも研修が受けられることにより、研修医が多くにより設備のよい都市部の病院に集中したことや、最近では、女医の希望が多く、それは本当に望まれることではございますが、女医の場合、子育て期間の受け皿がいまだ整っていないことが原因で、一度現場を離れ、子育てを済ませて、再度現場復帰の機会がなかなか難しいのが現状であるともいわれております。また、看護師不足は、重症患者に対する業務負担や、勤務体制の厳しさなどが原因とされております。そんな中、本市唯一総合病院の野洲病院も生き残りをかけ、さまざまな努力をされております。

先日も守山市の知人から問い合わせがあり、野洲病院産婦人科で入院出産すると前金で30万円要するのか、本当ですかという問い合わせがあり、野洲病院に確認したところ、本当であるということでした。その理由として2点あり、1点目は、過去に実際に入院して出産された方が、退院のとき一度にたくさんのお金を支払いは大変であるので、前もって

半分ぐらい預かってほしいとの意見があり、預かった経緯があるそうでございます。2点目は、過去に支払いをせず出産して退院され、その後も未収金となった事例があり、前金で30万円を預かることになったそうです。このことは、入院が決まったときから病院から丁寧に説明が本人にあるそうでございます。退院のときに残りの残金は支払いされるシステムになっているそうでございます。

この野洲病院も医師不足は例外ではありません。平成20年3月に現行の産婦人科の専門医が自立、専門医が不在になるとも聞いております。また、近隣市の守山市民病院、彦根市民病院でも産婦人科の存続ができなくなっております。このような医師不足の中ではありますが、私はこの野洲病院の産婦人科はぜひとも存続してほしいと思う1人であります。

そこで、質問させていただきます。

1番目、平成20年3月以降の産婦人科専門医は確保できるかどうか、見解を伺います。

2番目、野洲病院の今後の産婦人科女性専門外来の存続について、見解を伺います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） 矢野議員の高齢者のちょっとした困りごとに対する支援サービス等、3点についてお答えさせていただきます。

市内に在住する独居老人高齢者の世帯で、特段専門的な技術を要する修理でもなく、またできるだけ早く何とかしてほしいと感じるちょっとした困りごとを解決したいとのご相談は高齢福祉課、地域包括支援センターに寄せられて、相談内容に応じて対応をしております。高齢福祉課では急を要するものは、課員が応急的に対応し、後日住民の方が業者をお願いされています。また、地域包括支援センターでは、介護保険の受給者に対して、担当ケアマネージャーやヘルパーを通じて、相談・要望にこたえるようにしております。日常生活の中で家事援助のサービス、例えば洗濯、掃除、買い物、ねじの緩みや電球交換などの簡単な修理等々のケースは、野洲シルバー人材センターを紹介をするなどしております。ケースによってはシルバー人材センターに相談内容をつなぐし、また、料金、期間等、サービス利用にあたっての不安が生じないよう配慮をしています。

また、民間事業者にも同様のサービスを行っているところもあり、相談内容に応じ、業者の紹介をさせていただくこともあります。なお、野洲市社会福祉協議会では、ふれあいセンターや老人福祉センター等においても、定期的に心配事相談所を開設されております。

民生児童委員や行政相談員等が日常生活での心配ごとや悩みごとを解消する一助となり、高齢者の生活に配慮した支援を行っています。

以上のことから、議員のご提案のシステムを参考に、現状のサービスの取り組みを検証し、高齢者が安心して生活できる支援につなげていくよう進めてまいりたいと考えております。

続きまして、児童虐待発生予防対策の推進についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の乳幼児の健康状態の把握につきましては、母子保健法に基づき実施している健康診査、健康相談、健康教室、訪問指導等の母子保健事業において行っております。乳幼児健康診査は、各健診とも95%前後の高い受診率で、未受診児に対しても、訪問等により受診勧奨と共に健康状態の把握を行っております。また、育児サロン、すこやか相談や、発達相談等の健康相談や、すくすく教室、子どもの健康づくり教室等の健康教室においても、身体面や精神面の健康状態の把握を行い、タイムリーな相談や育児支援に努めております。さらに乳幼児の健康状態や養育環境を把握し、保護者の相談に応じ、必要な保健指導を行う訪問事業を実施しております。

次に2点目の、虐待とまではいかななくても、生活不安、育児不安等を抱える養育の困難な家庭については、1点目で回答いたしましたように、乳幼児の把握以外に、母子手帳の交付や、さらに乳児を対象とする訪問事業として、法で定められた生後1カ月未満の子を対象とする新生児訪問の他に、生後2カ月前後の子を対象とする2カ月児訪問を市独自の事業として従来から実施していましたが、今年度より新生児訪問と2カ月児訪問をあわせ、こんにちは赤ちゃん事業として全戸訪問を実施し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うと共に、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結びつきますよう努めております。

なお、支援が必要と思われる家庭については、保健師や関係機関が連携し、福祉サービス等を利用することや、保育所入所を促し、家庭支援を行っているところであります。特に、状況把握が必要なケースについては、家庭児童相談員が定期的に家庭訪問を行い、必要に応じてその相談や支援を行う場合もございます。

また、19年度から地域の民生委員・児童委員が1歳児前後の子育て家庭を訪問することで、子育て家庭の状況を把握することにより、要保護家庭へのサービスとつなぎ、あわせて虐待発生予防を目的とする子育て家庭訪問事業を実施しております。

育児支援家庭訪問事業につきましては、核家族化などにより孤立感や負担感を抱えながら子育てをしている親が増加していることから、虐待発生予防を推進する上で、重要な家庭支援事業であると考え、推進してまいりたいと考えております。

続きまして、地域医療の医師不足問題についてお答えいたします。

近年、新医師臨床研修制度の発足のために全国の病院等における医師不足が顕著となり、地域ごと、診療科ごとの不足の解消が喫緊の課題となっております。

1点目の産婦人科の医師が確保できるのかの質問に関しましては、野洲病院では医師確保について、現在滋賀医科大学をはじめ、関係機関への要望などを精力的に展開されるなど、医師確保の努力をされておられます。

また、市といたしましては、地域医療の確保の必要性に鑑み、産婦人科医の確保、産婦人科の存続については、国、県、関係機関に要望をしております。今後も鋭意努力し、医師確保に努めたいと考えています。なお、全国的な産婦人科の医師の動向については、さらに厳しい状況が考えられ、野洲市だけの問題でなく、湖南地域における周産期医療の重要な課題として、県と滋賀医科大学で現在協議をされています。

2点目の女性専門外来についてですが、野洲病院では女性専門外来として、平成16年4月から17年2月まで産婦人科外来で診療をされていました。しかし、異動等によりましてその後女性専門外来として対応できる女性医師の確保が困難な状況となりまして、内科と産婦人科に配置の女性医師が必要に応じて相談の窓口として対応をされている現状です。

市といたしましては、野洲病院の女性専門外来が原状復帰できるよう働きかけておりますが、平成16年度から新たな医師臨床研修制度により、医師が都市部への病院に集中するなどの地域における医師確保が困難な状況が続いており、このことは野洲病院においても同様で、一般の医師確保も困難な状況でございます。女性専門外来の実現に時間を要するとは思いますが、国、県の動向を見ながら、市といたしましても原状復帰できるよう、野洲病院に要望・要請をしているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 矢野隆行君。

○2番（矢野隆行君） それでは、再質問をさせていただきます。

高齢者の日常のちょっとした困りごとにつきましては、シルバー人材センター、また民間業者も参画して行っていることですが、本当に元気な高齢者は、また障がい者の方は

余りご存知ないのではないかと思いますので、これをどのようなシステムでその方たちに周知されているのか、お伺いさせていただきます。

2番目の児童虐待防止ですけれども、国の全戸訪問事業、こんにちは赤ちゃん事業を本市では先駆けてやっておられるということで、2カ月の児童を訪問が既に取り組まれるということは、本当に素晴らしいことだと思います。この訪問の中で現実、本市の中で虐待というか、それに近い行為はあったかどうか、また、現行の人員で全戸を無理なく訪問できているのか、お伺いさせていただきます。

3番目の地域医療の医師不足ですけれども、緊急医療体制も安全・安心なまちづくりには、欠かせないものであります。先日も奈良市におきましては、38歳の妊産婦の方が緊急で受け入れ先が見つからず、何件もの病院から断られ、最後は流産され貴重な生命が失われた事故は大変なものと思っております。本市はもとより湖南地域での緊急体制整備は安心・安全といわれるか、見解を伺います。

先ほど、読売新聞では、これ1面に出ましたけれども、妊産婦9府県広域緊急という形で、近畿地方と徳島、福井、三重の9府県が緊急体制を受け入れるということが、出ましたけれども、本市では、湖南地域ではどのような体制を組まれているのか、お伺いさせていただきます。

以上です。

○議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） 矢野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

3点、4点の部分でお答えをさせていただきたいと思っております。

第1点目のPRのことなんですけれども、この紹介につきましては、先ほどお答えしましたように、野洲市社会福祉協議会へ、野洲市シルバー人材センターとそれぞれの民間事業者で事業を展開をされておりますが、市民に対する啓発が十分な対応となっていないのが実情であろうかと認識しておりますので、各関係事業所にも支援サービスのPRについて協力を得て、高齢者が安心して暮らせるまちづくりになるよう推進をしてまいりたいと考えております。

それから、こんにちは赤ちゃん事業の取り組みの虐待の件ですけれども、この件につきましては、平成19年度の1/4半期の報告書によりますと、虐待件数は1/4半期で36件の相談件数等が出ております。その中で、ゼロ歳から3歳未満ということで、これの身体的虐待のケースは4件、それからネグレクトの部分が4件で8件、それから3歳か

ら学齢前の児童につきましては、身体的虐待が5件で、心理的虐待1、それからネグレクトが6で12ということで、あと残り、小中学校、高校生という形でケースが36件というような状況で、これも行政が把握している部分で、届けがあった分の氷山の一角と受けとめております。そういったことで、今後につきましても家庭相談員等、また要保護児童協議会等の連携を密にしながら、早期発見と予防に力を取り組んでまいりたいと、このように考えております。

それから、医師の緊急体制は大丈夫かというお話の質問にお答えさせていただきます。救急医療体制については、滋賀県における救急医療体制におきます、いつでも、どこでも、誰も、その症状に応じて適切な医療が受けられるよう、比較的症状の軽い患者の診療を受け持つ初期救急医療体制、かかりつけ医を基本としつつ、休日・夜間診療、在宅当番制の医療、歯科の在宅当番制、こういったものがございます。入院治療を必要とする重症救急患者の診療を受け持つ2次救急医療体制、この中では救急告示病院、それから休日等の医療を確保する病院輪番制の病院、それから小児科医の病院輪番制の病院、複数の診療科、領域にわたる重篤な救急患者に対して高度な医療を総合的に提供する3次救急医療体制ということで、これは3次救急でいいますと、大津赤十字病院、あるいは長浜赤十字病院、済生会滋賀県病院、近江八幡市立の総合医療センター等が整備をされております。

先ほど話がございました奈良県のことに関しましても、湖南地域におきましては、安心・安全な救急の体制によりまして、そういった例は今のところ発生をしてないということを知り及んでおります。いずれにいたしましても、二度と起こらない、いわゆるまた当直体制の問題等、またかかりつけ医の問題等、いろいろ産科の問題は、母と子の問題がありまして、そういったかかりつけ医を持たないということが、新聞紙上でも出ております。そういったものが未然にやはり防止できる啓発等も含めながらそういう体制が必要かと思っていますので、関係機関とも連携しながらそういった啓発にも力を入れ、体制を強化させていきたいと考えておりますので、よろしく理解をお願い申し上げまして、以上答弁とさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 矢野隆行君。

○2番（矢野隆行君） それでは最後に、再々質問をさせていただきます。

最初の高齢者につきましては、すばらしいシステムが構築されてありますので、あと休日等の扱い、また高齢者は年金で暮らしておられるんで、利用使用料、ここら辺のところを行政の方として、監視指導していけるのかどうか、考えを伺います。

次に、児童虐待予防につきましては、今後ますます少子化、高齢化に入らる中で、大事な事業ととらえておりますので、こんにちは赤ちゃん事業が定着できるよう、強く要望しておきます。

最後の医師不足ですけれども、平成20年3月時点で医師を見つけていただくということになっておるわけですが、現実には本当言って、これ滋賀県の話なんですけれども、産科、小児科の医師確保という形で県外あてに滋賀県がこれ500万円の資金の提供を打ち出して県外の医師を募っているが、1人も募集はないと京都新聞にもこれ出ております。こういった中で、もう1点、これは8月の新聞ですが、京都新聞に助産師外来に病院がという形ではありますが、女性に安全な出産をとという形で、ちょっと読ませていただきます。

産科医の不足が深刻化する中、大津市民病院と長浜市立長浜病院は10月以降滋賀県初の助産師外来と、院内助産師を開設する。病院内で助産師が診断や分娩介助を行うことで、産科医の負担を減らすと共に、女性に自然で安全な出産環境を提供する。診察中心の助産師外来と、分娩も可能になる院内助産所の利用は妊娠14週以降で医師が正常と診断した妊婦が対象。医療行為を極力避ける自然な出産が可能な他、産科医が同じ病院内にいるため母体の悪化など緊急時にもスムーズに対応できるという。開設は県の委託事業で産科を持つ県内の13病院に募集をかけて選考した。県は助産師の研修費・旅費などを賄うため、両病院に100万円ずつ補助した。県によると都道府県が助産師外来の開設を委託するのは全国で初めてとなっております。

このようなシステムの導入は考えてはもらえないかということなんですけれども、見解を伺います。

最後に要望ではございますが、定例会におきまして、前々回だったと思うんですけれども、梶山議員から質問がありました出産育児一時金の受領委任払い導入をとという質問に対して、国の動向を見てとのお答えだったと記憶しておりますが、ぜひとも早期導入をお願い要望といたしておきます。

以上でございます。

○議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） 矢野議員の4点の再々質問にお答えしたいと思います。

年金で暮らしている利用料の負担という話でございます。このことにつきましては、各

事業所の方にもやはり厳しい財政状況下でもあるし、また民間事業者ということでありま
すけれども、そういった負担の部分については、やはり考慮を願いながら、配慮願えるよ
うに努力していきたいなど、このようには思っています。民間の事業所の運営でございま
すので、きつくはできませんけれども、そういった形を申し入れていきたいなどこのよ
うに思っております。

それから、土曜・日曜の電話による対応の件でございします。現在シルバー人材センター
の申し込みの受け付けはファックスで対応していると、こういうこととございします。また、
社会福祉協議会での家事支援事業では、ケアマネージャーやヘルパーを通しての対応とさ
れておりまして、今後、先ほど言われてます留守番電話等についても、事業所の方に市民
サービスの向上という面から働きをしていきたいとこう考えております。

それから、出産助成の部分でございしますが、委任払い制度については、前回検討させて
いただくということでお答えさせていただいております。国の方も一定の方向性がちょっ
と出ておりますので、早期に委任払い制度で、いわゆる病院と、いわゆる本人じゃなくし
て代行していくという委任払い制度でございしますので、これに向けて直接委任払い制度が
できるように、また条例改正等も必要になりますので、早期に取り組んでまいりたいと思
います。

それから、先ほどの産婦人科の問題等につきましては、医師会、あるいは野洲病院と、
そういった中の連携の中で要望をお伝えしていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたい
と思っております。

以上、お答えとします。

○議長（田中栄太郎君） 次に、通告第5号、第12番、中島一雄君。

○12番（中島一雄君） 第12番、中島一雄でございします。私は2問の質問をさせてい
ただきます。

まず、1問目ですが、JRびわこ線上屋（あたらし）踏切の安全対策をちょっと質問さ
せていただきます。

市内JRびわこ線で一番危険な横断歩道は上屋踏切だと言われております。以前にも申し
上げましたが、3年前の調査で午前7時より午後7時までの踏切交通量の調査の結果、踏
切から祇王小学校間、1日の大型車両から自転車の通行量は実に1,300台弱、歩行者
は約200名でほとんどが小学生で、小堤方面の中学生も自転車通学で利用しております。
現在はまだまだふえておるわけとございします。この台数と歩行者が危険な踏切を渡り、J

Rと平行している車の往来の激しい、いわば第2の市の幹線道路、市道上屋小篠原線を出入りしているのが現状であります。踏切は、市道小堤永原線とJRが交差し、なおかつJRと市道が隣り合わせて平行して走る異常な平面交差で、踏切幅も3.8メートルで、横断歩道に黄色のパトライトを設置していただきましたが、ほとんどのドライバーは無視しております。実に見にくいわけでございます。踏切より平行して走る市道に出るときは、左右のJRフェンスに雑草が常に生い茂り、視界も悪く、特に右からの通行車両が極めて見にくく、一方、上屋地区工業団地内大型車両等が、野洲中主線のJR高架化は大型車両が通行不能のためこれらの大型車両が上屋地先の農道を迂回し、この踏切を横断します。前回の質問回答の中で、現在進めている県道中主線の完了を待ち、改めて周辺の交通量により状況把握の上、関係機関と協議し判断したいとの考えを示されましたが、今後ふるさと農道の完成を考えれば、交通量はますます増加するのは明らかであります。この場所での交通事故も多発していることは、行政も把握されていると思っております。以前にも5、6名の方が死亡されているということでございます。

市道小堤永原線は、祇王小踏切手前まで拡幅も完了、このJR踏切を利用される方は、JRの拡幅または地下道等を待ち続けております。その後の交渉経過と共に、この踏切が安心して通行でき、付近住民、特に小学生等、子を持つ親の方々の安全対策への取り組みに対する行政としての誠意ある回答をお伺いいたします。

次に、2問目ではございますが、災害に強いまちづくりをということで、合併によりまして誕生した野洲市も10月にははや3年目を迎え、人口も5万人を突破して、市としての新たな一歩を踏み出したところでございます。その中でも本市に大きな被害をもたらすことが予想される琵琶湖西岸断層帯地震、大型台風による豪雨など、災害に対する危機管理意識や、防災施設に対する関心が高まってきています。本市は昔と比べ、野洲川改修をはじめとする大規模な河川改修が進み災害の危険性は低下したものの、これら河川に至るまでの中小河川の改修・整備はまだ十分とは言えません。また、防災計画の基本理念により、野洲市防災マップ、デジタル防災行政無線システム等、災害時の被害を最小限にとどめることを目的として作成され、災害に強いまちづくりを目指していますが、市民への理解と情報を提供することにおいて、防災対策を十分に備えていく必要があります。

以下のことについて伺います。

1つ、自主防災組織の結成数、組織率、加入率は。

2つ、新規転入者、市の人口の3分の2の方が新規転入者でございますが、自主防災や

地区組織に入会されていない方が多いとのこと、新興住宅地、旧地区もありますが、行政としての指導をお伺いしたい。

3、市内の1級河川、準用河川の洪水に関わる危険箇所を把握・確認されておるのか。あるとすれば何カ所か、その対応は。

以上であります。

○議長（田中栄太郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（島村平治君） それでは、中島議員のJR踏切の安全対策に係るご質問にお答えをいたします。

現在、野洲市内にはJRの踏切が5カ所あり、それぞれ地域住民を中心とした利用者にとって欠くことのできない重要な通行経路として供用されております。利用者の利便性確保と安全確保は相反する側面があり、これの完全な解決には立体交差が究極の対策であると考えております。

ご指摘の現場は、至近距離で平行いたします市道小篠原上屋線と、JRびわこ線が、市道小堤永原線とが平面交差しており、構造的危険性を抱えた交差点であります。しかし、立体交差の実現には相当の時間と経費を要するため、当面の可能な対応として市道上屋里ノ内線から祇王小学校間の通学路につきまして、平成15年度より歩道の拡幅工事を実施してまいりました。最終的にも最も安全性の高い解決策は立体交差であります。現実に至っていない要因といたしまして、財政面あるいは現場条件をクリアするための技術面の困難さ、さらには鉄道の安全を第一とするJRの立場と、道路交通の安全を優先する道路管理者の立場の違いが大きな障害となっております。こうした状況の中、県道野洲中主線、並びにふるさと農道の開通を待って、交通量等を把握した上で、より適切な方法を検討してまいりたいと考えております。とりあえず実現可能な手法といたしまして、あたらし踏切の拡幅による歩行者通行帯を設置して、歩行者の安全を確保することでありますので、この実現に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

なお、JRのフェンスの際に繁茂しております雑草につきましては、ドライバー等の視界確保のため定期的に除草作業を実施しておりますが、今後の対応といたしまして、雑草の繁茂自体を抑制するために、境界フェンスの市道側でございますが、コンクリートの打設等を検討してまいりたいと考えております。また、同様にこの措置をJR側にも要請したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、災害に強いまちづくりをについてのご質問の中で、3点目の1級河川、準用河川

の洪水に係る危険箇所の把握についてお答えをいたします。

市内には、現在1級河川が16本、準用河川が9本点在しております。1級河川につきましては、現在も改修中であります日野川、家棟川を除き、暫定改修がほぼ完了しております。また、準用河川につきましても、昨年御田川の整備を完了したところにより、市内の全河川については、人的被害を含む甚大な氾濫等の危険を相当回避可能な状態となっております。しかし、一部の農地や道路についての冠水等の被害が想定される区域も残っているため、降雨状況を勘案して、水防活動による補完措置により、これらの被害の発生を未然に防止するように努めております。

以上、お答えといたします。

○議長（田中栄太郎君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 中島議員の災害に強いまちづくりのご質問にお答えをいたします。

1点目の自主防災組織の結成数につきましては、本年の5月31日現在で43隊でございますが、小篠原が3自治会合同で1隊でございますので、組織率は50.56%となっております。加入率につきましては、自治会での自主的な組織でございますので、私どもの方では把握をいたしておりません。

次に、2点目の新規転入者につきましては、転入の手続をされる際に、市で作成をいたしました防災マップをお渡しして啓発に努めております。

また、新興住宅地に限らず、自主防災組織の未結成の自治会に対しましては、東消防署と連携をいたしまして、結成に向けての相談や研修等にあたっているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中栄太郎君） 中島一雄君。

○12番（中島一雄君） それでは、再質問をさせていただきます。

質問と一部重複する点があるかと思いますが、回答に対しまして、JR踏切の現状と要望等についての再質問をさせていただいたわけですが、実際現場の写真を私今この手元に持っておるわけです。また、手のすいた方は後で見たいと思っております。

まず、踏切交差、十字路ですね、朝夕の渋滞の件ですが、市道よりJR踏切に入る車です。歩行者、自転車、また祇王小学校より同じ状況での市道に入る車、一方、工業団地側から大型車両の出入り、その状況の中、横断歩道を渡って通学に通う小中学生ですね。特

に朝方、現状は大変ひどいものでございます。特に朝はP T A、また保護者の方等、一部民生委員の方々も横断歩道の整備をしてくださっているわけでございます。これは毎日が日課になっております。集団登校でございまして、朝は集団登校でございまして、帰りは、各学年により下校時がまちまちでございますので、特に危険でございまして、2、3人が歩道の横断を帰りに渡るわけです。以前にも4人渡っていて一番最後の方がはねられて、カバンのクッションで助かったということが、これはご存知の方もおられると思いますが、上永原のお子さんでございましたが、そういうこともございました。敵の弾を避けるように渡っております。本当に現状を見ていただければ、毎日こうなんか、本当に親としてはたまらんとお思います。祇王小学校、J R踏切手前までは市道の拡幅はしていただきましたが、その後踏切に関して何回ぐらいJ Rとの交渉、また拡幅の交渉ですね、また対策、方法等を考えられたのか、ちょっとお聞きしておきたいとお思います。

例えば、前にも話を私の方からさせていただきました、祇王小学校側から踏切を渡って市道に出る場合、現在のフェンスを除去してくれということも申し上げました。これは別に除去しているところも結構ありますので。左右フェンスです、各50から100メートル左右見通しができるように、斜めに位置の変更をしていただきたいということもお願いしたわけでございます。今回、フェンスの足元をコンクリートで固めるということについては、前向きな今回答をいただいたわけでございます。できれば、左右見通しができるように、斜めに位置の変更を要望して、ぜひ実現していただきたい。J Rの用地の中を買収するわけじゃないんです、斜めにしていただくだけでございますので、それは私はフェンスの下を草が生えないようにコンクリートで固定するぐらいであれば、斜めにしていただいて固定していただければ、なおこれ以上のことはないと思っております。3年前に車両通行量の実態調査をしていただきましたが、道路の拡幅により通行量は1.5倍ぐらい、先ほども少し申し述べましたが、なっていると思っております。最近調査されたか、その辺のところもお聞きしておきたいとお思います。

3年前は、1日に大型から小型車まで自転車を含めて300台弱と申しましたが、もう既にそれはオーバーしていると思っております。そして歩行者は200名で、ほとんどが小学生と申しましたが、もう既に今現在小学生が、最後にちょっとまた申し上げますが、今ちょっと申し上げておきますわ、野洲の里が65、新上屋が20、辻町が8、上永原2ということで、既にもう95人なんです。これが往復すると既に200でございまして、ちょっとその辺のこともお含み願って、十分ご理解願って対応していただきたい。

それともう一つは、これ一番これ大きな問題だと思っておるのですが、交通規制の見直しが必要ではないかということ。ということは、直進、工業団地側からは業者がこのように直進できるのです。一方通行、右折、左折の付則があるのですが、例えば7時から9時までは、野洲の方から来る場合は、祇王小学校には回れないのです。左へ曲がれないのです。それで工業団地の方からは、直線では車も皆通れるのです。そういうふうになっておるのです。そして一部特例がございまして、小学校の先生だけはその時間帯は通れるようになっているのです。これはご存知の方もおられると思いますけれども。そういうこともございまして、以前にも小学校の先生が軽乗用車でひかれて即死されました、それはご存知の方もおられると思いますが。そういうことで、小学校の先生だけは7時から9時まで左には曲がれるのです。普通はもう一直進、そうだけでも向こうからも左からも祇王小学校の方からも、もう縦横無尽に、今警察も立っていませんので、好きなように通っております。ただ、その工業団地から祇王小学校に向かっての一方通行というのは、とにかくちょっと納得できないわけなのです。その辺のところを十分、公安委員会等、ちょっとご相談願って、早急に対応をお願いしたいことをお願いしておきます。

それと、3年前の提案でございしますが、地下道方式ですね。提案させていただきました。JR高架化の完成、当初はきのうも政調会のときに、最初は18年ごろ言ってたけども、22年ごろになる予定ということの話もございました。その車両の流れを調査の上、判断したいということでございましたが、結果は私は明らかでありまして、車両はまだまだふえると。朝夕の渋滞、この朝夕の渋滞は写真を撮って、これにはないのですけども。もうその十字路のところ、先に行くか、後に行くか、大型車から小型車まで手がつけられないような状態です。これが約1時間ぐらい続くでしょうね。本当に一度現場、ぜひ見ていただきたい思いでございまして。祇王小学校に通学されるお子さん、危険な踏切を毎日横断して帰宅されるわけでございます。ご家族の方によると、自宅に帰る顔を見るまで毎日安心できないという訴えを常に聞くわけでございます。そういうことも含めまして、今のこのことについてご回答願いたいと思います。

それと、災害に強いまちづくりの件でございしますが、自主防災組織の結成数は5月31日現在で43とおっしゃいましたですね。自治会は89から90あるわけなんです。組織率は50.56ということで、自主的な組織、これは任意でございまして、行政としては把握していないとのことでございますが、約半数の自治会が結成されていないということになるわけです。私、独自で調べたのですが、これはまた自衛消防隊なのですけど

も、男子が66、これ字です、自治会です。女子が42、その他シルバーが3、エルダーが1と、私が調べた上での数字でございます。

また、新規転入者の方へは転入手続の際に、市で作成した防災マップを渡して啓発しているとのことですが、ただそれだけかなという感じがしたわけでございます。未結成の自治会、新興住宅地を含めて東消防と連携して結成に向けて相談や研修等の指導をしているとのことですが、あまりにもこの数字では、自主防災組織が低いのではないかと思うわけでございます。市役所、支所、窓口業務において自治会活動等の案内周知を加入奨励を図るとか、該当の自治会長への連絡票を送付するとかされてはいかがかと思うわけでございます。実地ではリーダーを育てることも必要であると思います。まず図上訓練です。DIGも必要だと思います。また、全戸に対しまして、意識を高める上で災害に対しての意識アンケートをとられたらいかがですか。ちょっとこの辺のこともお伺いしておきたいと思えます。

すべての災害のときに、うまくいくとは限りませんが、いざというときに、組織の結成だけでは、機能が発揮できるか、各自治会、集落単位の自主防災組織はその機能・役割においてきわめて重要であると思うわけでございます。

それと、次に河川の関係ですが。1級河川、準用河川の洪水危険箇所の把握ですが、1級河川が今16とおっしゃいましたが、私は15本ぐらいしか、1本ちょっと多いなと思って聞いておりましたが、準用河川が9本とのことでございます。それと童子川とか家棟川の土手の除草も最近きれいにしていただきました。ただ、真ん中の川の中の実際水が流れる除草がまだされていない。早急に県に対して要望をお願いしていただきたいと思っております。

また、それと、北地先なんですけれども、仮に1例を挙げると1級河川新川とか、渡瀬川、そのときの増水のときに、川の境界がわかりづらく、ここだけではないと思いますが、あっちこっちあると思うんですけども、大雨増水の見回りのときに危険にさらされるわけでございます。私もちょこちょこ行くんですけど、どこやらわからないからこんなとこ渡ったらはまってしまうなと思うようなことも時たまございます。そういうこともございまずし、冠水等の被害が想定される区域も残っているようですので、被害発生を未然に防止できる対策を講じていただきたいということでございます。

それと、もう2点ほどあるんですけども、光善寺川です、1級河川。これは行政の方もお聞きだと思んですけども、堤防の崩壊ですね。その後対応はどうなっているか、ちょ

つとこの辺をお聞きしたい。写真を私持っております、相当ここに5、6枚、これまた林議員とも一緒に現場の方に行きまして、撮っていただきまして、手元にいただきましたんですけども、ちょっと1回聞いてくれないかということでございましたので。

それともう一つは、先日甲賀市の女子中学生が四国、四万十川で水死されました。そのことにおきまして、非常に危険な場所への立ち入り看板、目印等、これは当然必要だと思うんです。例えば野洲川等ございますね、増水の際は別でございますが。ふだん遊びとか観光に来られて、そのときにやはり何か立て看板とか目印というのが必要ではないかと。しているところもあると思いますけれども、ぜひその辺の気配りもお願いしたい思いでございます。せんだっての四万十川の京都新聞なんかの記事を読んでおりますと、9名が事故に遭われて、7名の方が水死されたと京都新聞に載っております。そういうこともございますので、ぜひよろしくお聞きしたいと思っております。

そして、今晚6時10分からですかね、四万十川で2人水死された、教育委員会が検証するというので、NHKのテレビで6時10分から放送するというようなことをゆうべ言っておりましたことをお聞きしましたので、ちょっとお伝えさえてもらっておきます。

以上でございます。

○議長（田中栄太郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（島村平治君） 中島議員の再質問にお答えしたいと思います。たくさん言われまして、漏らす部分があるかわかりませんが、よろしくお聞きします。

まず、1点目のJRの協議でございますが、議員もご承知のとおり、今日までJRの協議につきましては、あたらし踏切の拡幅については、特に先ほども質問がありました中で、県道野洲中主線の高架の新設というようなことで、そうした近接した踏切というか、工事等をされておりますので、そうした中でJRは基本的に平面の踏切は廃止する方向を持っております。そうした中で県での大きな事業をされている中での協議が整ってから市もあたらし踏切については協議しようということで、一旦中断をしておりました。そうした中でも2回ほどいろいろと協議をさせていただきました。

そうした中で、先ほど言われましたフェンス等のことでございます。JRはやはりフェンスについても、現在のフェンスの高さが1.2メートルということで、やはりJRはまだ侵入等の防止をするために、フェンスを高い方にしたいということの方向性を持っております。そうした中で、フェンスの位置等、議員もご指摘のように斜めにするとかいうことも、今JRと協議をしておりますので、そうした方向に進めていきたいと思っておりますので、

この点をご理解いただきたいと思います。

それと、交通量の実態でございますが、これについてはやはり調査しておりませんが、事実、私もそこを通勤として通らせていただいております。事実交通量もふえておりますし、また子どもさんの数もふえているのは認識しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それと、次に災害に強いまちづくりの関係で、予想される冠水箇所というか、それぞれ危険な河川の把握をしているのかということでございますが、これにつきましてもやはり私どもの水防計画というのを持っています。そうした水防活動の中で、祇王井川、新川等々それぞれの出水の警戒をしております。特に注意報の発令される前についてもできるだけ早期に対応ということで、道路河川課におきましても、水防班やなしに、事前に道路河川課の職員がそうした危険箇所の把握に努めており、できるだけ早く情報をキャッチしながら住民の対応をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それともう一つ、光善寺川の堤防の崩壊でございます。これも7月の14日の雨によりましてやはり光善寺川の堤防が崩壊して、一部近江八幡守山線の県道が亀裂いたしました。そうした中にも対応しておりました。県の方で早期に、主要な道路でございますので、対応していただいたわけでございますが、県についても、これも現在根本的な調査ということで、今現在調査を委託したということを知っておりますので、早期に県に対応されるよう要望してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、答弁させていただきます。

(発言する者あり)

○議長（田中栄太郎君） 暫時休憩。

(午後4時39分 休憩)

(午後4時40分 再開)

○議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市建設部長（島村平治君） それについては、交通規制の関係でございますので、公安委員会等についても今後協議をしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中栄太郎君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 自主防災組織の関係でご質問をいただきました。

おっしゃるとおり、約半数の自治会がまだ自主防災組織が未結成ということでございまして、今後防災リーダー研修会や、また広報を通じまして、結成に向けた働きかけをしていきたいというふうに思っております。

それと、新規転入者等の自治会への加入ということで、その推進をということでございしますが、これにつきましては、窓口等で説明をさせていただいておりますが、議員のおっしゃいました自治会長への連絡をということでございしますが、これにつきましては、最近では個人情報の保護の関係でプライバシーの関係、誰々が転入されますよというような情報は流せませんので、その点をご理解をいただいというふうに思っています。

いずれにいたしましても、未結成の組織につきましては、強力に働きかけをさせていただいて、組織の立ち上げをしていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中栄太郎君） 中島一雄君。

○12番（中島一雄君） 再々質問をさせていただきます。

まず1点目の、JRの踏切の現状の再々質問をさせていただきます。

実現に至っていない要因といたしまして、財政面、また現場条件として技術面の難しさ、JRの安全第一主義、また道路交通の安全を優先する道路管理者の立場の違いを挙げられましたが、おのおのそれぞれクリアして、課題の洗い直しから解決への研究が進められ、安全性向上計画の技術開発が生まれるのではないかと私はそう思うわけでございますが、いかがでございますか。ちょっとその辺、答えて下さい。今のお答えでは、前回の答えと全く同じような答えになっておりますので。

それと、交通規制の見直し、またフェンスのまき蔓の件ですね、これは前向きに地固めして、以前から申し上げておりましたが、前向きな回答いただきましたので、現在のフェンスの左右50メートルから100メートルおきの変更をしていただきまして、斜めに。見通しもよくなると思いますので、先ほども申し上げましたが、検討をお願いしておきます。

また、県道中主線、ふるさと農道の開通を待って、交通状況の把握とのことですが、交通量はふえるのは明らかでございます。交通状況を把握してより適切な方法を検討したいとの考え、今のところ期待するにとどめておきます。

当踏切の拡幅による歩行者通行帯を設置して、歩行者の安全確保をするとのこと、ぜひ実現に向けて取り組んでいただきたい。約束ごとは必ず守っていただきたい。お願いして

おきます。

それと、この４点目の最後に市長の方にちょっとお聞きしてお願いもしたいと思います。

最後に、私は３年前にも提案として、地下道方式を要望いたしました。考えは今も変わりませんが、せめて中主比江ですね、いわゆる自転車、歩行のみを考えられないのか。合併により市内に箱物もほぼ完成した模様であります、やはり一番大切なことが欠けているのではないかと。まず企業であれば何はともあれ、何ごとにおいても安全第一、人命を優先が常識でございます。行政もぜひ人命第一に対応していただき、このことに対しまして、市長一言、コメントをお願いして、この第１番については質問を終わります。

次に、災害に強いまちづくりの件なのですが、先ほど加入率については、自治会等で、今もちょっと言われましたが、自主的な組織ですので、行政としては把握していませんということを申されましたね。私これ何かなしに、１０月１日から野洲市まちづくり基本条例が始まるわけなのですが、施行されるわけなのですが、この１０条に自治会の役割と市職員の役割という欄がございます、これを読みますと、これはもう自治会の組織ですので、行政として把握していないというようなことを言えるか。これちょっと読むといいんですけども、これは連携を強めるとか、関連があるとか、そういう答えをぜひしていただきたいですね。これは、この１０条と１４条ですね、これ１０条は自治会の役割でございます。これは市職員の役割というのは、これは最後に市民と市民をコーディネートする調整能力及び職務に必要な専門能力を高め、全体の奉仕者としてその職務を果たすことと書いておられるわけなのです。これは私、ちょっとひっかかって、矛盾じゃないけれども、ちょっとこの回答おかしいのと違うかという考えを持っておりますので、これについてコメントいただきたいと思います。

以上です。

○議長（田中栄太郎君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 長々と踏切の問題で議論をいただきましたけれど、市長の最後の答弁、求めん方がよろしい。申し上げますか。だけど、今まで部長がここまで答えてきたんですから、私がそれを否定するわけにはいきませんので、ちょっとその今の答え方は、勘弁していただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（田中栄太郎君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 今、各自治会の加入率のことについて把握していないのはお

かしいということですが、私どもが把握しておりますのは、組織をされた自治会数は把握をいたしております。各自治会におきまして、何名の方がその自主防災組織に入っておられるかというのは把握してないという意味で申し上げておりました。

これにつきましては、本来ですと原則としては全員、その自治会組織の構成員はすべて入っておられるというふうに私は思っておるんですが、率に対してどの自治会が何%まで加入を促進しておられるかというようなところまで把握し切れていないという意味でございますので。私どもの啓発の場合は、すべて各自治会でその自主防災組織には、皆さんが対象になるようにお願いしますよということで、依頼はさせていただいておりますので、ちょっとその点をご理解をいただきたいと思います。

すべて100%組織してないと、自主防災組織とはいえませんがということではございませんので、できるところから今のところはやっていただきたいという進め方をしておりますので、まずは各すべての自治会で自主防災組織ができるのが、まず目標でございます。それから、今おっしゃっていましたが、新規転入者の方たちも当然多く入っていただくように勧めていくという段階もございますので、今のところはまずは自治会での自主防災組織の結成に向けて取り組んでいきたいということでございますので、よろしくご願ひ申し上げます。

○議長（田中栄太郎君） 暫時休憩。

（午後4時48分 休憩）

（午後4時50分 再開）

○議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議はこれにとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中栄太郎君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、10日は午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後4時50分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成19年9月7日

野洲市議会議長 田 中 栄太郎

署 名 議 員 内 田 聡 史

署 名 議 員 奥 村 治 男